

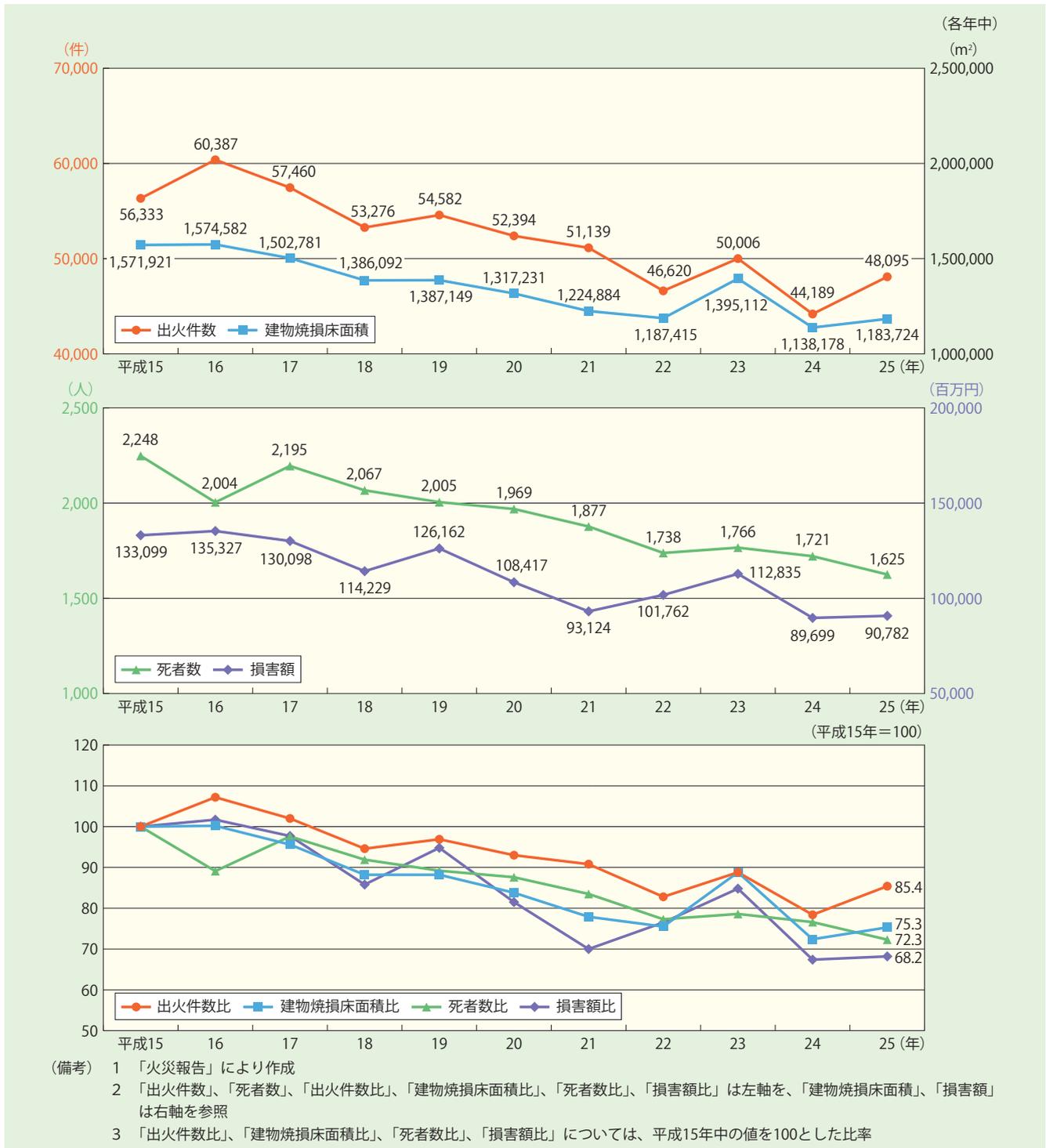
火災予防

火災の現況と最近の動向

この10年間の出火件数をみると、6万387件であった平成16年以降おおむね減少傾向となってい

るが、平成25年中の出火件数は、4万8,095件と前年に比べ3,906件(8.8%)増加しており、10年前(平成15年中の出火件数)の85.4%となっている。また、火災による死者数も、2,248人を記録した平成15年

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



以降おおむね減少傾向にあり、平成25年中の火災による死者数は、1,625人と前年に比べ96人(5.6%)減少しており、10年前(平成15年中の火災による

死者数)の72.3%となっている(第1-1-1図、第1-1-1表)。

第1-1-1表 火災の状況

(各年中)

区 分	単位	平成15年	平成24年 (A)	平成25年 (B)	増減 (B) - (A) (C)	増減率 (C)/(A) × 100 (%)
出 火 件 数	件	56,333	44,189	48,095	3,906	8.8
建 物 火 災		32,534	25,583	25,053	△530	△2.1
林 野 火 災		1,810	1,178	2,020	842	71.5
車 両 火 災		7,366	4,549	4,586	37	0.8
船 舶 火 災		136	87	91	4	4.6
航 空 機 火 災		3	1	3	2	200.0
そ の 他 の 火 災		14,484	12,791	16,342	3,551	27.8
焼 損 棟 数	棟	44,031	35,427	35,031	△396	△1.1
全 焼		9,686	7,577	8,036	459	6.1
半 焼		3,230	2,260	2,113	△147	△6.5
部 分 焼		13,597	9,803	9,564	△239	△2.4
ぼ や		17,518	15,787	15,318	△469	△3.0
建 物 焼 損 床 面 積	m ²	1,571,921	1,138,178	1,183,724	45,546	4.0
建 物 焼 損 表 面 積	m ²	168,235	118,599	120,615	2,016	1.7
林 野 焼 損 面 積	a	72,565	37,187	97,079	59,892	161.1
死 者	人	2,248	1,721	1,625	△96	△5.6
負 傷 者	人	8,605	6,826	6,858	32	0.5
り 災 世 帯 数	世帯	29,564	22,422	21,369	△1,053	△4.7
全 損		6,830	4,934	4,863	△71	△1.4
半 損		2,515	1,665	1,559	△106	△6.4
小 損		20,219	15,823	14,947	△876	△5.5
り 災 人 員	人	76,925	52,487	49,676	△2,811	△5.4
損 害 額	百万円	133,099	89,699	90,782	1,083	1.2
建 物		124,543	82,406	82,320	△86	△0.1
林 野		292	190	233	43	22.6
車 両		3,563	2,433	3,668	1,235	50.8
船 舶		479	417	299	△118	△28.3
航 空 機		516	※0	5	5	4,324.8
そ の 他		2,607	2,086	2,209	123	5.9
爆 発		1,100	2,166	2,049	△117	△5.4
出 火 率	件/万人	4.4	3.5	3.7	0.2	—

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもので、以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

4 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

5 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

8 「その他の火災」とは、建物火災、車両火災、林野火災及び航空機火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災)をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

13 損害額の増減、増減率は、表示単位未満を四捨五入した数値により計算した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

14 人口は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別(建物、車両、林野、船舶、航空機、その他の別)ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。

16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

※ 11万3千円を0百万円と示している。

1. 出火状況

(1) 1日当たり132件の火災が発生

平成25年中の出火件数を1日当たりでみると、132件の火災が発生したことになる（第1-1-2表）。

(2) 建物火災は全火災の52.1%

平成25年中の出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の52.1%で最も高い比率を占めている（第1-1-3表）。

(3) 冬季・春季の火災による損害額が多い

平成25年中の出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけての出火件数は総出火件数の57.3%となっており、損害額は56.2%を占めている（第1-1-4表）。

(4) 出火率は3.7件/万人

平成25年中の出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.7件/万人となっている（第1-1-1表、第1-1-5表）。また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは山梨県の6.1件/万人となっており、一方、最も低いのは、富山県の2.2件/万人

第1-1-2表 1日当たり及び1件当たりの火災の状況

区 分		単位	平成15年	平成24年	平成25年
全火災 1日当たり	出火件数	件	154	121	132
	損害額	百万円	365	245	249
	焼損棟数	棟	121	97	96
	建物焼損床面積	m ²	4,307	3,110	3,243
	建物焼損表面積	m ²	461	324	330
	林野焼損面積	a	199	102	266
	り災世帯数	世帯	81	61	59
	り災人員	人	211	143	136
	死者	人	6.2	4.7	4.5
	負傷者	人	23.6	18.7	18.8
建物火災 1日当たり	出火件数	件	89	70	69
全火災 1件当たり	損害額	万円	236	203	189
建物火災 1件当たり	損害額	万円	383	322	329
	建物焼損床面積	m ²	48.3	44.5	47.2
	建物焼損表面積	m ²	5.2	4.6	4.8
	焼損棟数	棟	1.4	1.4	1.4
	り災世帯数	世帯	0.9	0.9	0.9
	り災人員	人	2.4	2.1	2.0
林野火災 1件当たり	損害額	万円	16	16	12
	林野焼損面積	a	40	32	48

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-3表 出火件数の構成比率

火災種別	平成24年	平成25年
建物火災	57.9	52.1
車両火災	10.3	9.5
林野火災	2.7	4.2
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	28.9	34.0
合計	100.0	100.0

（備考）「火災報告」により作成

その他の火災の内訳（出火箇所で分類）※1

出火箇所	平成25年	
建物、林野、車両船舶航空機以外のもの※2	7.3	
道路、空地等	敷地内	20.3
	田畑	19.2
	空地	10.6
	河川敷等	9.3
	公園	6.8
	その他	9.9
出火箇所不明	0.4	
その他	16.2	
合計	100.0	

※1 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-4表 四季別出火状況

年 別 季 別	平成24年				平成25年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季（3月～5月）	12,143	27.5	23,259	25.9	15,456	32.1	25,490	28.1
夏季（6月～8月）	9,982	22.6	23,490	26.2	10,924	22.7	17,238	19.0
秋季（9月～11月）	9,670	21.9	17,448	19.5	9,572	19.9	22,589	24.9
冬季（12月～2月）	12,394	28.0	25,501	28.4	12,143	25.2	25,465	28.1
合計	44,189	100.0	89,699	100.0	48,095	100.0	90,782	100.0

（備考）1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

第1-1-5表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	(各年中)		
	平成15年	平成25年	増減率 (%)
出火率 (件/万人)	4.4	3.7	—
出火件数 (件)	56,333	48,095	△14.6
建物火災 (件)	32,534	25,053	△23.0
人口 (人)	126,688,364	128,373,879	1.3
世帯数 (世帯)	49,260,791	55,577,563	12.8

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

で、同県は平成3年(1991年)以降連続して最も出火率が低くなっている(第1-1-6表)。

(5) 火災の覚知は119番通報、初期消火は消火器

平成25年中の消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用電話(119番)^{*1}による通報が69.8%と最も多い(第1-1-2図)。また、初期消火の方法についてみると、消火器を使用した

ものが19.0%と初期消火が行われたもの(25.4%)の中(その他を除く。)で最も高い比率になっている。一方で、初期消火を行わなかったものは37.1%となっており、この値を平成15年と比較すると0.1ポイント減少している(第1-1-7表)。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

平成25年中の「火災による死者数」は1,625人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者(以下「放火自殺者等」という。)を除いた死者数は1,278人と前年(1,323人)に比べ45人(3.4%)減少しており、1,546人を記録した平成17年以降おおむね減少傾向となっている。また、負傷者数は6,858人と前年(6,826人)に比べ32人(0.5%)増加したものの、8,850人を記録した平成17年以降減少傾向となっている(第

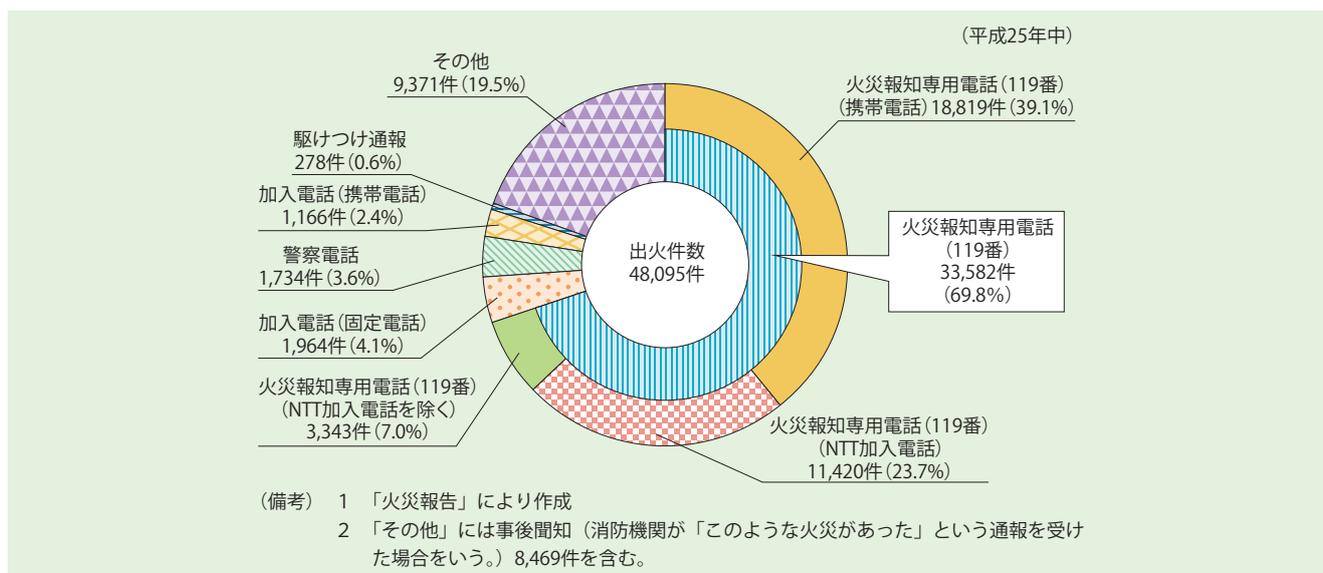
第1-1-6表 都道府県別出火率

				(平成25年中)			
都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)
1 北海道	1,891	547	3.5	25 滋 賀	562	142	4.0
2 青 森	524	137	3.8	26 京 都	624	259	2.4
3 岩 手	481	131	3.7	27 大 阪	2,842	887	3.2
4 宮 城	893	232	3.9	28 兵 庫	2,192	566	3.9
5 秋 田	349	108	3.2	29 奈 良	453	141	3.2
6 山 形	376	116	3.3	30 和歌山	434	102	4.3
7 福 島	823	198	4.2	31 鳥 取	290	59	4.9
8 茨 城	1,376	300	4.6	32 島 根	378	71	5.3
9 栃 木	984	201	4.9	33 岡 山	755	195	3.9
10 群 馬	994	202	4.9	34 広 島	1,058	287	3.7
11 埼 玉	2,407	727	3.3	35 山 口	616	145	4.3
12 千 葉	2,468	624	4.0	36 徳 島	303	79	3.9
13 東 京	5,213	1,314	4.0	37 香 川	387	101	3.8
14 神奈川	2,448	908	2.7	38 愛 媛	536	144	3.7
15 新 潟	616	236	2.6	39 高 知	401	76	5.3
16 富 山	240	109	2.2	40 福 岡	1,742	511	3.4
17 石 川	322	116	2.8	41 佐 賀	387	85	4.5
18 福 井	226	81	2.8	42 長 崎	580	143	4.1
19 山 梨	527	86	6.1	43 熊 本	654	183	3.6
20 長 野	1,143	217	5.3	44 大 分	569	120	4.7
21 岐 阜	963	210	4.6	45 宮 崎	581	114	5.1
22 静 岡	1,247	381	3.3	46 鹿 児 島	787	170	4.6
23 愛 知	3,075	746	4.1	47 沖 縄	535	144	3.7
24 三 重	843	187	4.5	合 計	48,095	12,837	3.7

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 平成25年3月31日の住民基本台帳による。

* 1 「火災報知専用電話」とは、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



第1-1-7表 初期消火における消防用設備等の使用状況

(各年中)

	簡易消火器具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
平成15年	3,763	6.7	13,097	23.2			647	1.2	17,860	31.7	20,966	37.2	56,333	100.0
平成25年	2,495	5.2	9,118	19.0	133	0.3	423	0.9	18,096	37.6	17,830	37.1	48,095	100.0

- (備考) 1 「火災報告」により作成
2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知器設備、避難器具、誘導灯等)をいう。
3 「簡易消火器具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。
4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう。(屋内消火栓設備については、別枠を作成したため除く)
5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。

1-1-3図)。

ア 1日当たりの火災による死者数は4.5人

平成25年中の1日当たりの火災による死者数は4.5人となっている(第1-1-2表)。

イ 火災による死者数は、人口10万人当たり1.27人

火災による死者の状況を都道府県別にみると、神奈川県が94人で最も多く、次いで千葉県が90人、東京都が87人の順となっている。一方、死者が最も少ないのは、鳥取県、島根県、徳島県で9人となっている。

これを人口10万人当たりの火災による死者数と比較すると、最も多いのは青森県で2.77人、最も少ないのは東京都で0.66人となっている。なお、平成25年中の人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.27人となっている(第1-1-8表)。

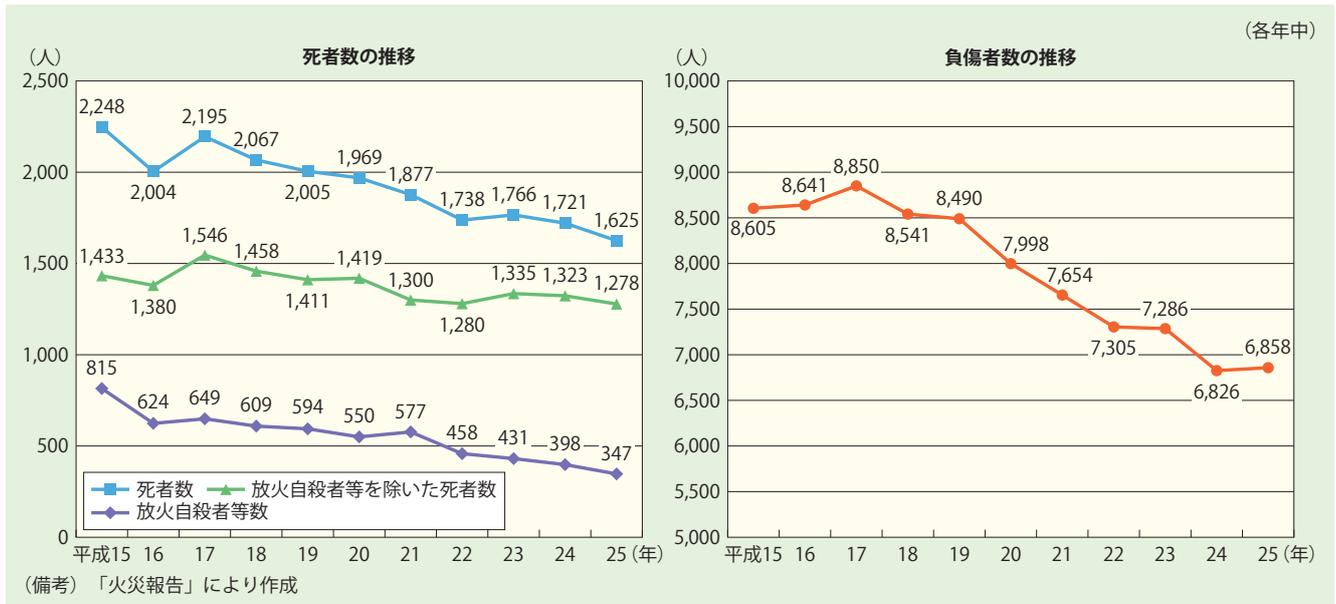
ウ 火災による死者は1月から3月及び11月、12月に多く発生

平成25年中の火災による死者発生状況を月別にみると、火気を使用する機会が多い1月から3月まで及び11月、12月の火災による死者数の平均は月に194.6人(年間の月平均は135.4人)に上っており、この5か月間に年間の火災による死者数の59.9%に当たる973人の死者が発生している(第1-1-4図、附属資料13)。

エ 22時から翌朝7時までの時間帯の火災で多くの死者が発生

平成25年中の火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、22時から翌朝7時までの時間帯で多くなっており、同時間帯の火災100件当たりの死者数の平均は6.6人で、全時間帯の平均3.4人の1.94倍となっている(第1-1-5図、附属資料14)。

第1-1-3図 火災による死傷者数の推移



第1-1-8表 都道府県別の火災による死者の状況

(平成25年中)

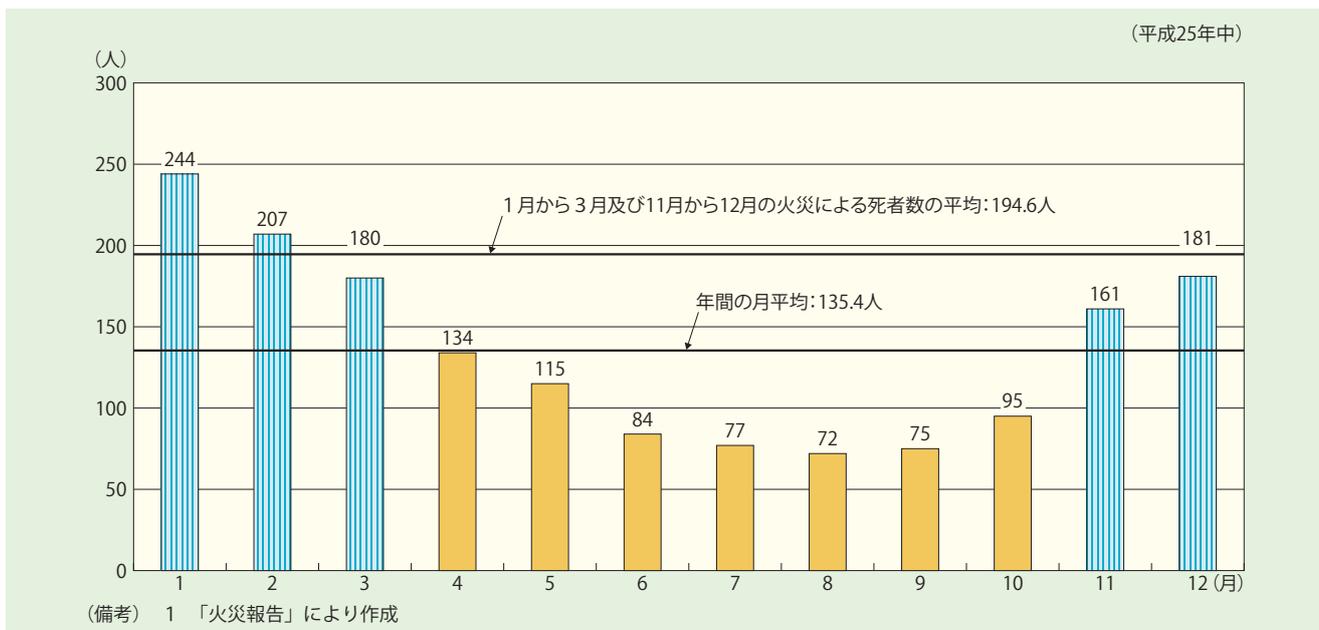
都道府県	死者数 (人)	10万人当たり死者数 (人)	都道府県	死者数 (人)	10万人当たり死者数 (人)
1 北海道	71	1.30	25 滋賀	17	1.20
2 青森	38	2.77	26 京都	31	1.20
3 岩手	28	2.13	27 大阪	80	0.90
4 宮城	33	1.42	28 兵庫	60	1.06
5 秋田	22	2.04	29 奈良	13	0.92
6 山形	26	2.25	30 和歌山	23	2.26
7 福島	32	1.62	31 鳥取	9	1.53
8 茨城	53	1.77	32 島根	9	1.26
9 栃木	28	1.39	33 岡山	36	1.85
10 群馬	32	1.58	34 広島	26	0.90
11 埼玉	63	0.87	35 山口	30	2.07
12 千葉	90	1.44	36 徳島	9	1.15
13 東京	87	0.66	37 香川	22	2.18
14 神奈川	94	1.03	38 愛媛	30	2.08
15 新潟	46	1.95	39 高知	19	2.51
16 富山	14	1.28	40 福岡	77	1.51
17 石川	12	1.03	41 佐賀	18	2.11
18 福井	11	1.36	42 長崎	22	1.54
19 山梨	15	1.74	43 熊本	19	1.04
20 長野	42	1.94	44 大分	14	1.17
21 岐阜	30	1.43	45 宮崎	16	1.40
22 静岡	43	1.13	46 鹿児島	20	1.18
23 愛知	72	0.96	47 沖縄	12	0.83
24 三重	31	1.66	合計/平均	1,625	1.27

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 平成25年3月31日の住民基本台帳による。

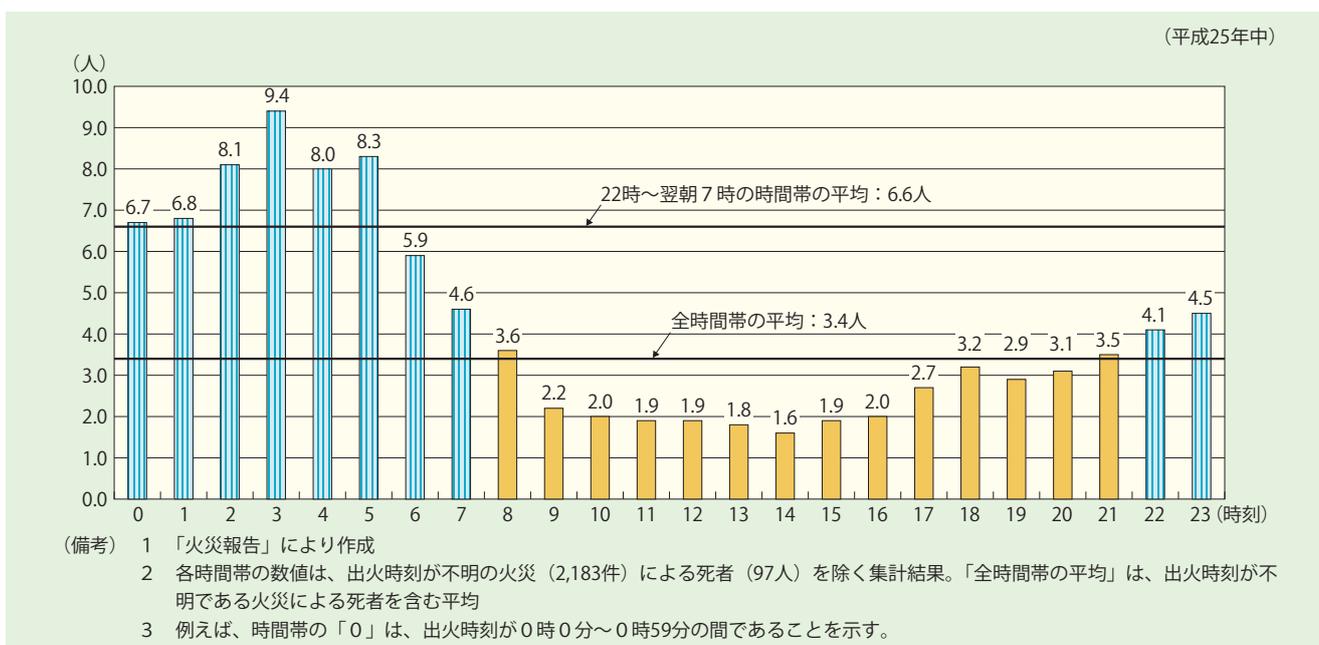
オ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い
平成25年中の火災による死因は、火傷が573人（35.3%）と最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息が493人（30.3%）となっている（第1-1-9表）。

カ 逃げ遅れによる死者が52.4%
死亡に至った経過をみると、平成25年中の火災による死者数（放火自殺者等を除く。）1,278人のうち、逃げ遅れが670人で52.4%を占めている。そ

第1-1-4図 月別の火災による死者発生状況



第1-1-5図 時間帯別火災100件あたりの死者発生状況



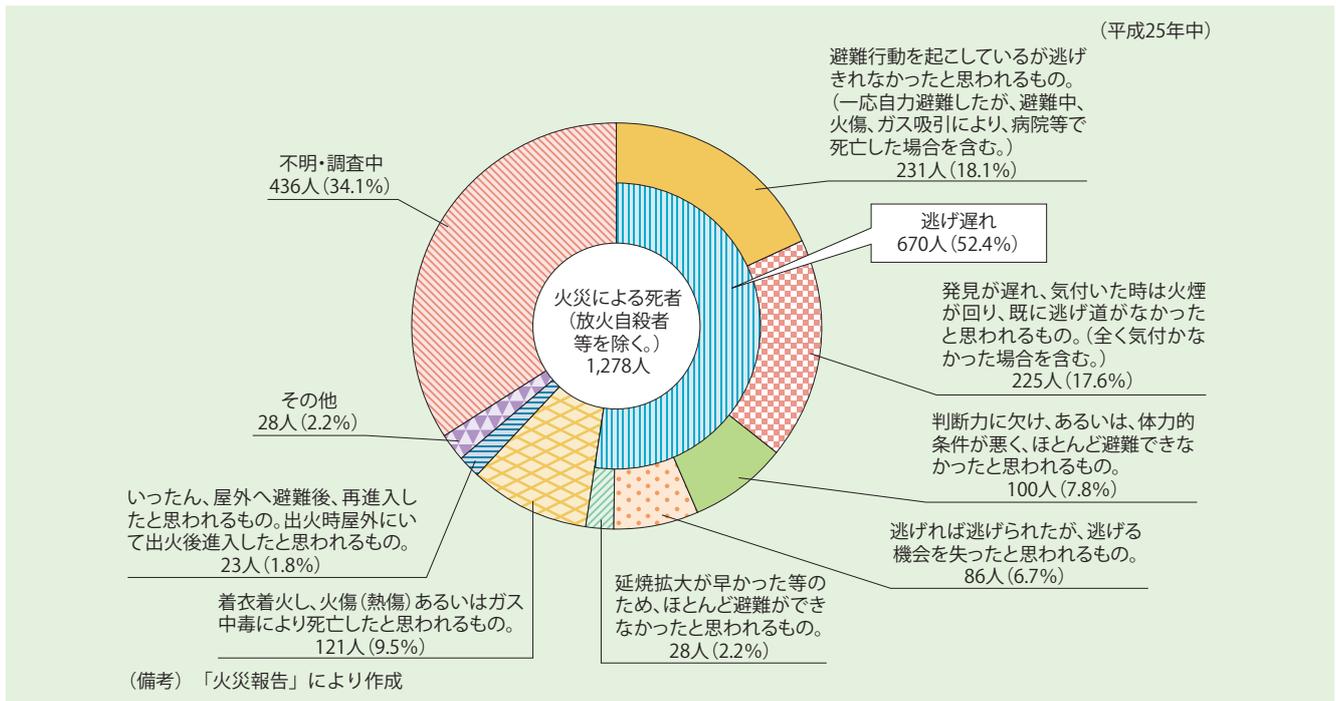
第1-1-9表 火災による死因別死者発生状況の推移

(各年中)
(人、%)

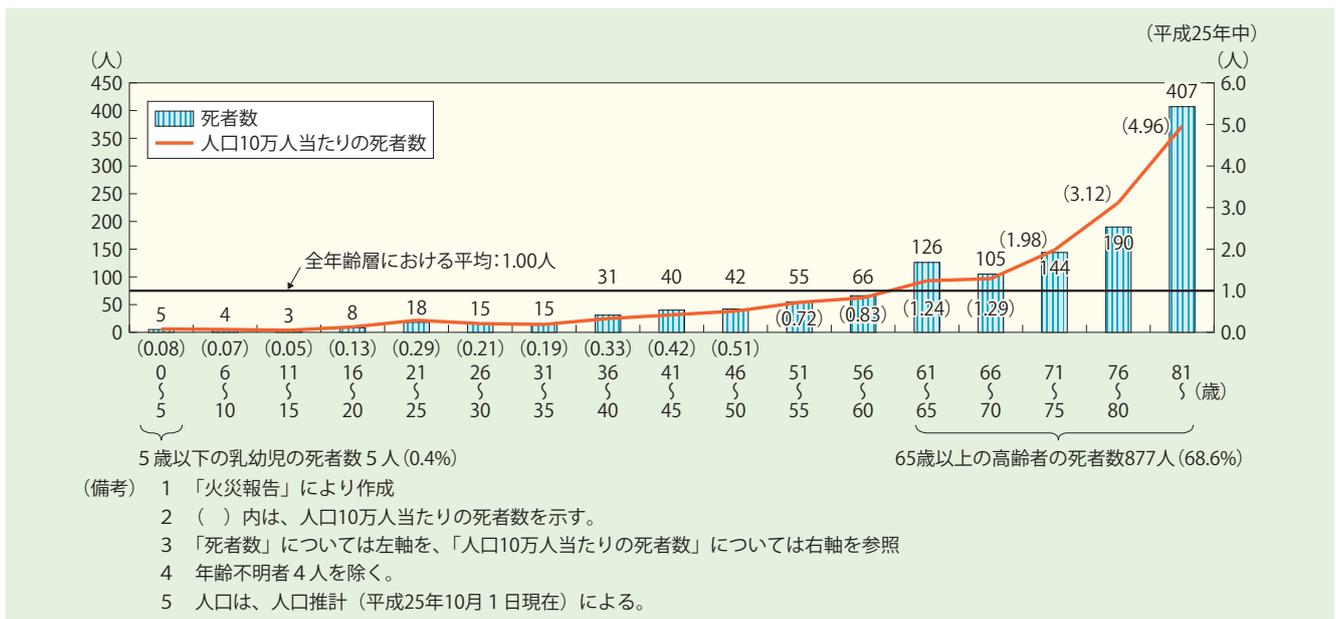
年別	区分	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計
平成21年		565 (30.1)	571 (30.4)	13 (0.7)	564 (30.0)	49 (2.6)	115 (6.1)	1,877 (100.0)
平成22年		559 (32.2)	531 (30.6)	3 (0.2)	433 (24.9)	63 (3.6)	149 (8.6)	1,738 (100.0)
平成23年		563 (31.9)	544 (30.8)	5 (0.3)	418 (23.7)	60 (3.4)	176 (10.0)	1,766 (100.0)
平成24年		535 (31.1)	581 (33.8)	4 (0.2)	387 (22.5)	67 (3.9)	147 (8.5)	1,721 (100.0)
平成25年		493 (30.3)	573 (35.3)	2 (0.1)	337 (20.7)	65 (4.0)	155 (9.5)	1,625 (100.0)

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は構成比を示す。

第1-1-6図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



第1-1-7図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



の中でも「避難行動を起こしているが逃げきれなかったと思われるもの。（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。）」が231人と最も多く、全体の18.1%を占めている（第1-1-6図、附属資料15）。

キ 高齢者の死者が68.6%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別にみると、65歳以上の高齢者が877人（68.6%）を占めており、特に81歳以上が407人（31.8%）

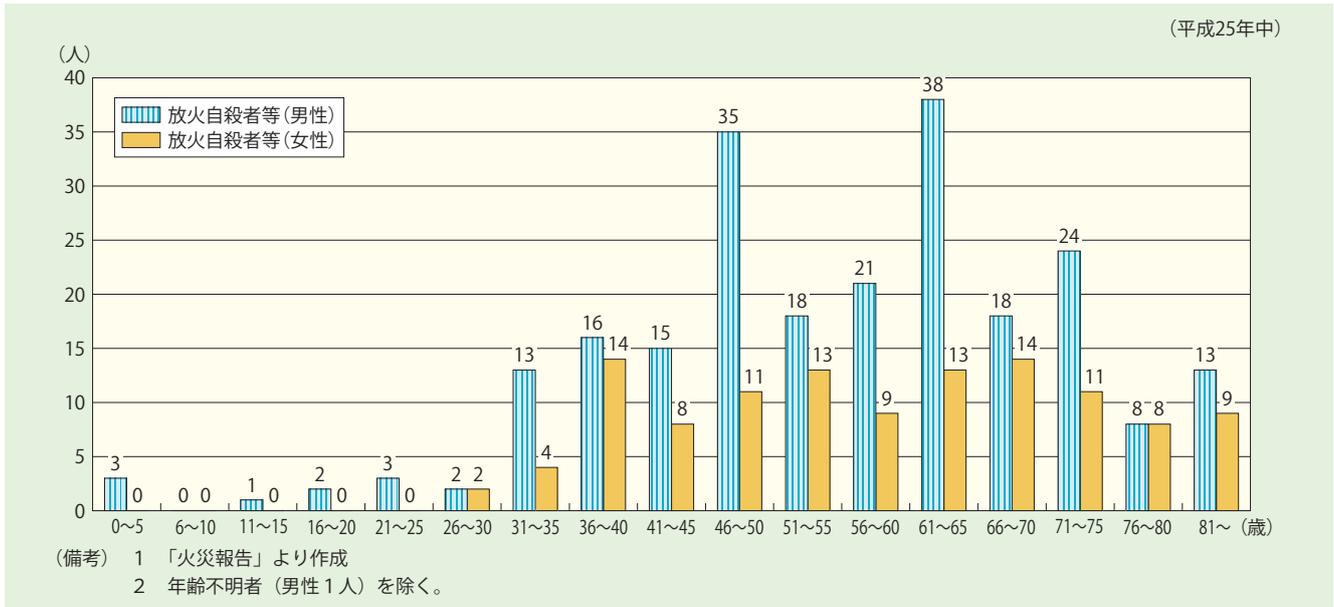
となっている（第1-1-7図、附属資料16）。

また、年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢層における平均1.00人に比べ4.96倍となっている。

ク 放火自殺者等は、火災による死者の総数の21.4%

平成25年中の放火自殺者等は347人となってお

第1-1-8図 年齢別・性別放火自殺者等発生状況



り、これは、火災による死者の総数(1,625人)の21.4%(前年23.1%)を占めている(第1-1-3図)。

また、これを年齢別・性別にみると、特に男性の61歳~65歳の階層が38人と最も多くなっている(第1-1-8図、附属資料16)。

(2) 建物火災による死者の状況

ア 建物火災による死者は、死者総数の77.2%

平成25年中の建物火災による死者数は1,254人で、火災による死者の総数に対する比率は77.2%となっている。

また、建物火災による負傷者は5,717人で、火災による負傷者の総数に対する比率は83.4%となっており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している(第1-1-10表)。

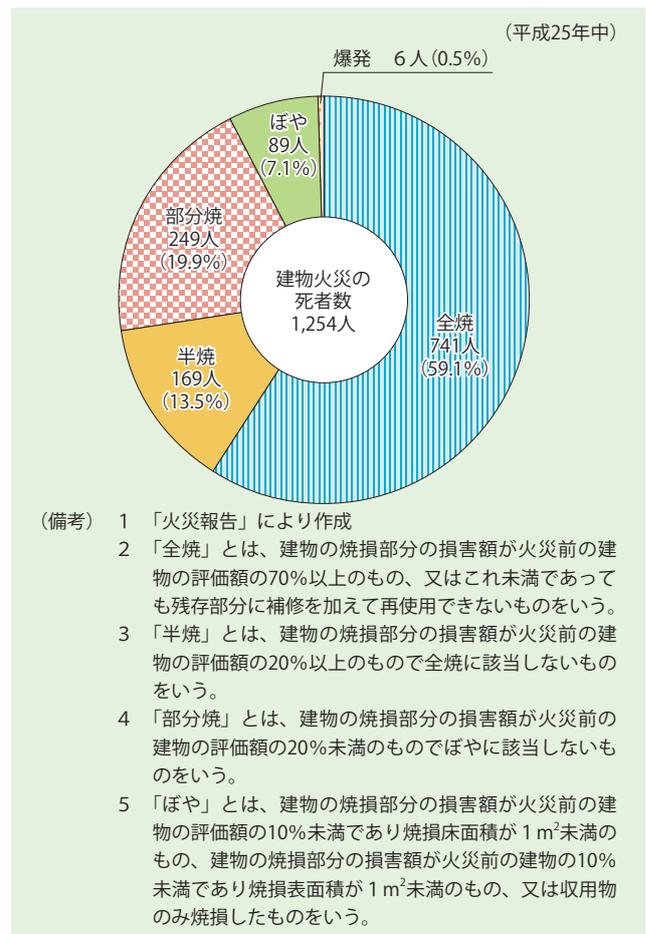
イ 建物火災のうち、全焼による死者は741人

平成25年中の建物火災による死者1,254人について、建物焼損程度別の死者発生状況を見ると、全焼の場合が741人で59.1%を占めている(第1-1-9図、附属資料18)。

ウ 建物火災による死者の87.7%が住宅で発生

平成25年中の建物火災による死者1,254人について、建物用途別の発生状況を見ると、住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。)での死者は1,100人で、建物火災による死者の87.7%を占めている

第1-1-9図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



(第1-1-10図、附属資料22)。

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者が479人(38.2%)で最も多く、次いで、火傷による死者が472人(37.6%)となっている(第1-1-11図、附属資料19)。

第1-1-10表 火災による死傷者の発生状況

(各年中)

火災種別	死者				負傷者			
	平成24年		平成25年		平成24年		平成25年	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
建物火災	1,324	76.9%	1,254	77.2%	5,895	86.4%	5,717	83.4%
車両火災	129	7.5%	109	6.7%	236	3.5%	261	3.8%
林野火災	9	0.5%	20	1.2%	58	0.8%	137	2.0%
船舶火災	4	0.2%	6	0.4%	26	0.4%	16	0.2%
航空機火災	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の火災	255	14.8%	236	14.5%	611	9.0%	727	10.6%
合計	1,721	100.0%	1,625	100.0%	6,826	100.0%	6,858	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

その他の火災の内訳(出火箇所)^{*1}

死者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野、車両船舶航空機以外のもの ^{*2}	5	2.1%	
道路、空地等	敷地内	80	33.9%
	田畑	53	22.5%
	河川敷等	22	9.3%
	道路	22	9.3%
	空地	15	6.4%
	その他	28	11.9%
出火箇所不明	3	1.3%	
その他	8	3.4%	
合計	236	100%	

※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

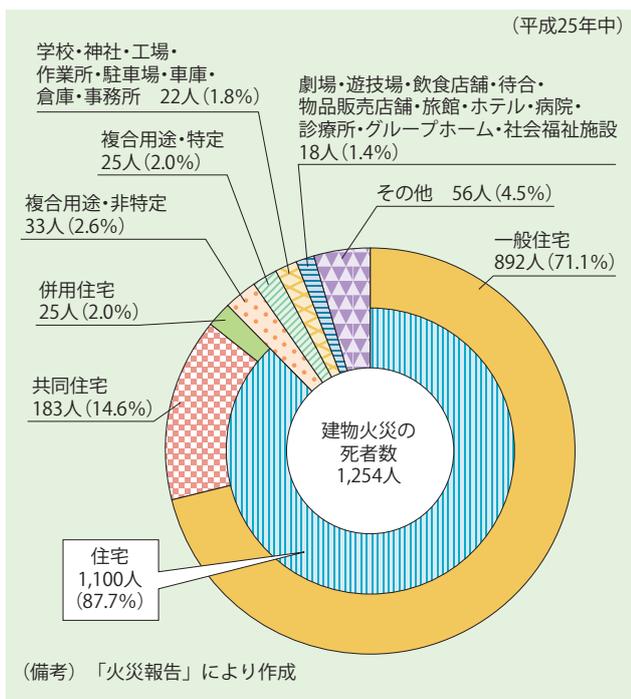
負傷者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野、車両船舶航空機以外のもの ^{*2}	38	5.2%	
道路、空地等	田畑	226	31.1%
	敷地内	158	21.7%
	河川敷等	92	12.7%
	空地	51	7.0%
	道路	30	4.1%
	その他	104	14.3%
出火箇所不明	2	0.3%	
その他	26	3.6%	
合計	727	100%	

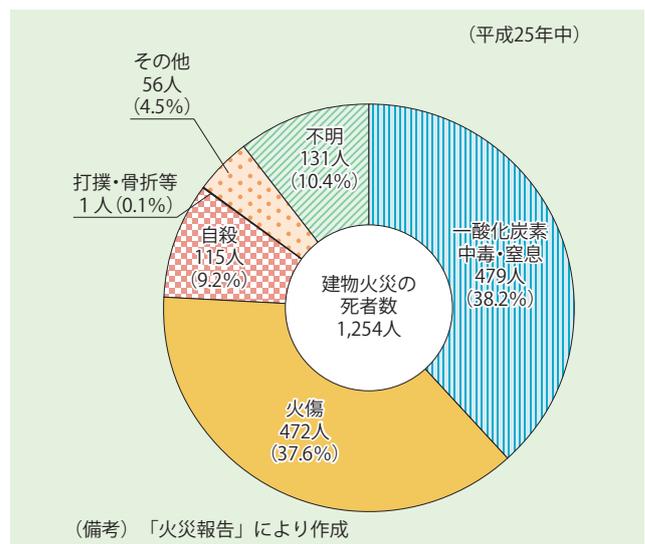
※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-10図 建物用途別の死者発生状況



第1-1-11図 死因別の死者発生状況



(3) 住宅火災による死者の状況

ア 住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者は減少

平成16年の消防法改正により、設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置率は、平成26年6月1日時点で全国で79.6%となっている(第1-1-26表)。

そのような中、平成25年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は997人であり、前年(1,016人)と比較し19人の減少(1.9%減)で、1,220人を記録した平成17年と比較すると223人の減少となっている。

また、65歳以上の高齢者は703人で、前年に比べ26人(3.8%)の増加となっており、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)の70.5%を占めている(第1-1-12図)。

イ 死者発生は高齢者層で著しく高い

平成25年中の住宅火災による年齢階層別の人口10万人当たりの死者発生数(放火自殺者等を除く。)は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均0.78人に比べ5.2倍となっている(第1-1-13図)。

ウ たばこを発火源とした火災による死者が14.1%

平成25年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を発火源別にみると、たばこによるものが141人(14.1%)で最も多く、次いでストーブ103人(10.3%)、電気器具77人(7.7%)の順(不明を除く。)となっている(第1-1-14図)。

エ 寝具類に着火した火災での死者が多い

平成25年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を着火物(発火源から最初に着火した物)別にみると、寝具類に着火した火災による死者が112人(11.2%)で最も多く、次いで衣類66人(6.6%)、屑類47人(4.7%)の順(不明を除く。)となっている(第1-1-15図)。

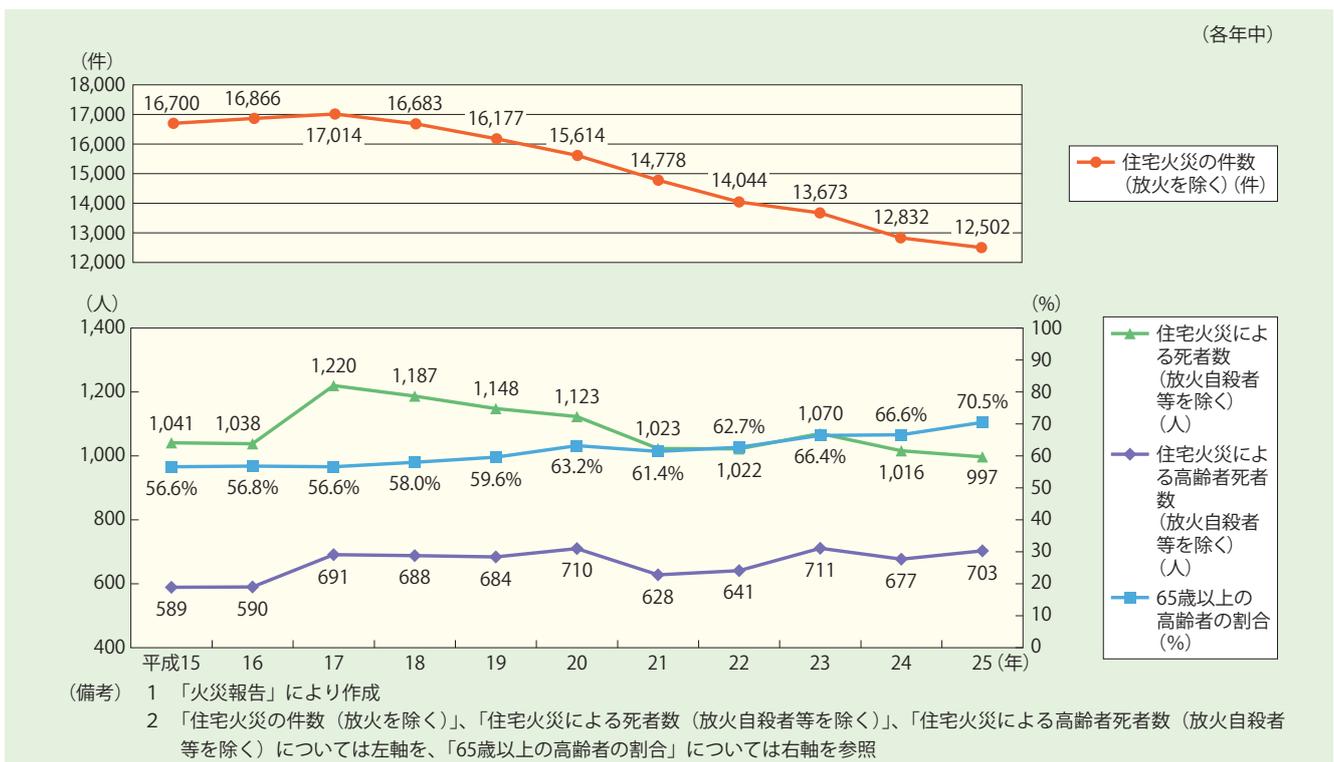
オ 0時から6時までの時間帯で多くの死者が発生

平成25年中の住宅火災の死者(放火自殺者等を除く。)を時間帯別にみると、0時から6時までの時間帯の平均は116.7人で、全時間帯の平均83.1人の1.40倍となっている(第1-1-16図、附属資料20)。

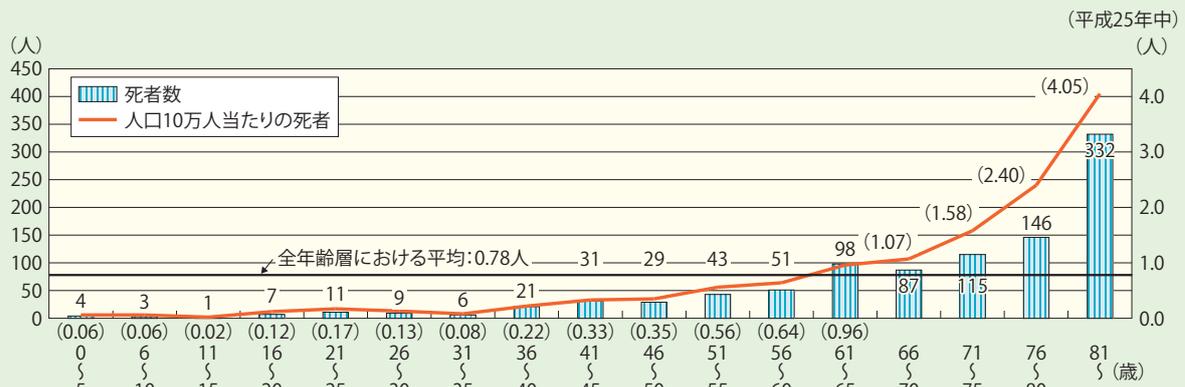
カ 逃げ遅れによる死者が56.4%と最も多い

平成25年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を死に至った経過の発生状況別にみると、逃げ遅れが562人(全体の56.4%)と最も多く

第1-1-12図 住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者等を除く。)

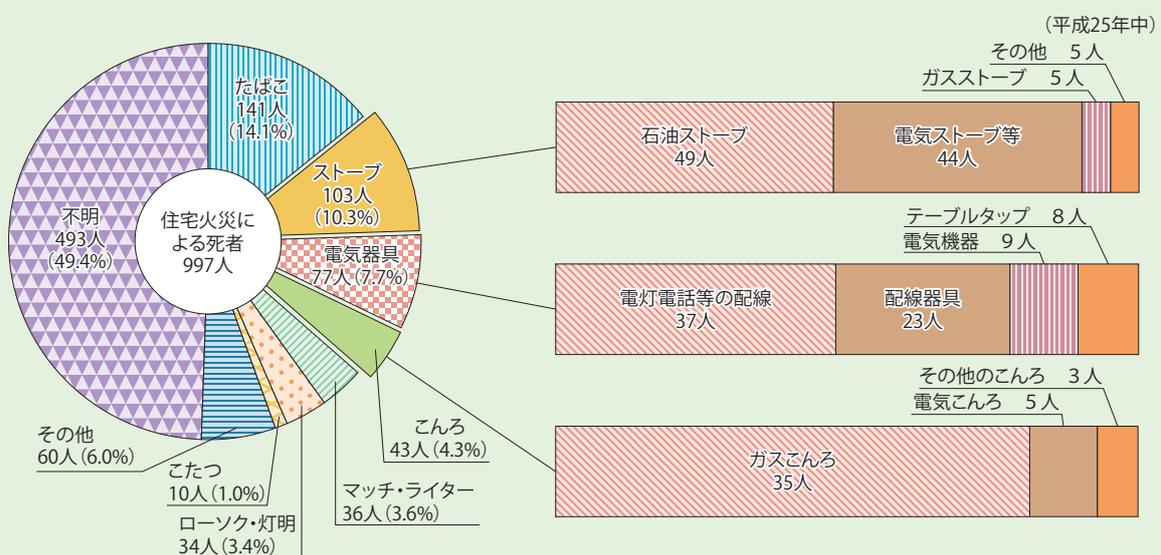


第1-1-13図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



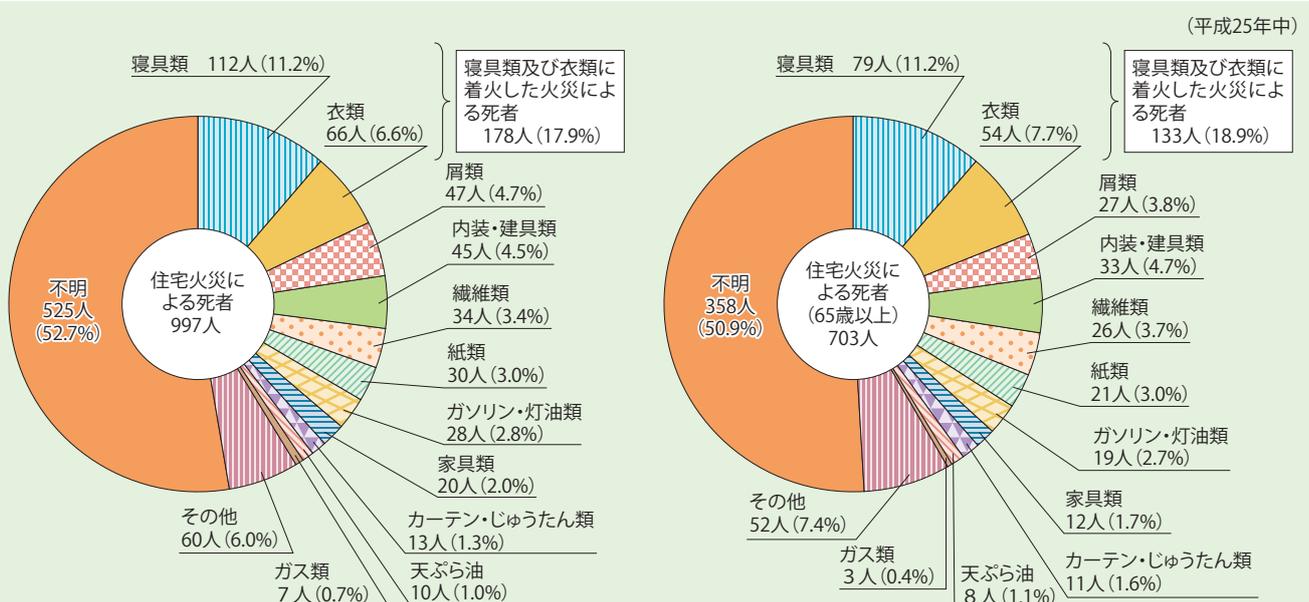
(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者3人を除く。
 5 人口は、人口推計（平成25年10月1日現在）による。

第1-1-14図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



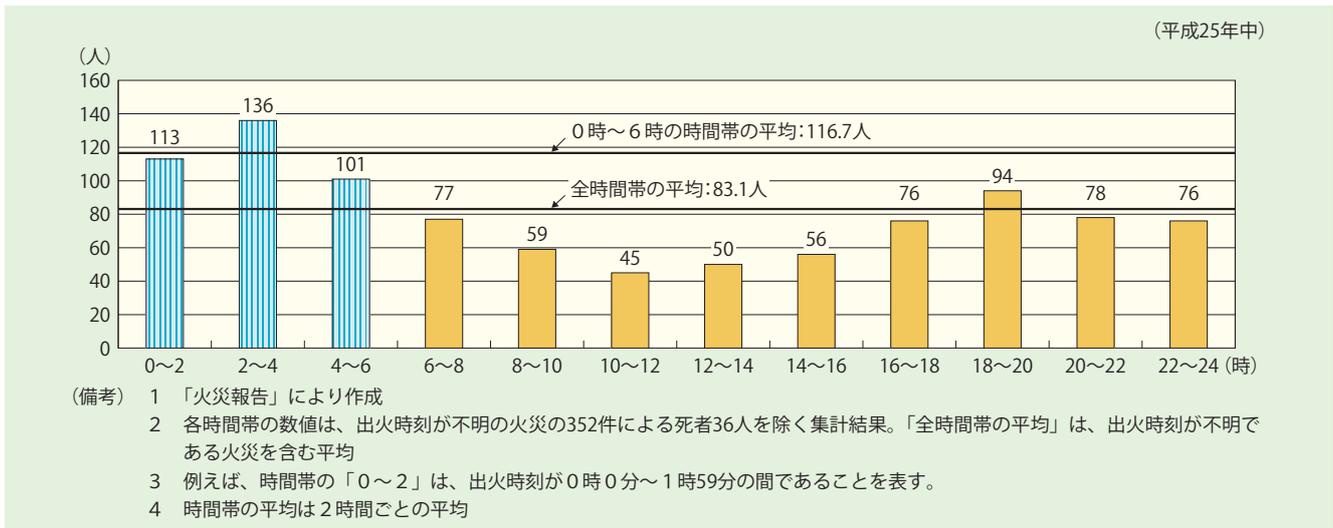
(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-15図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

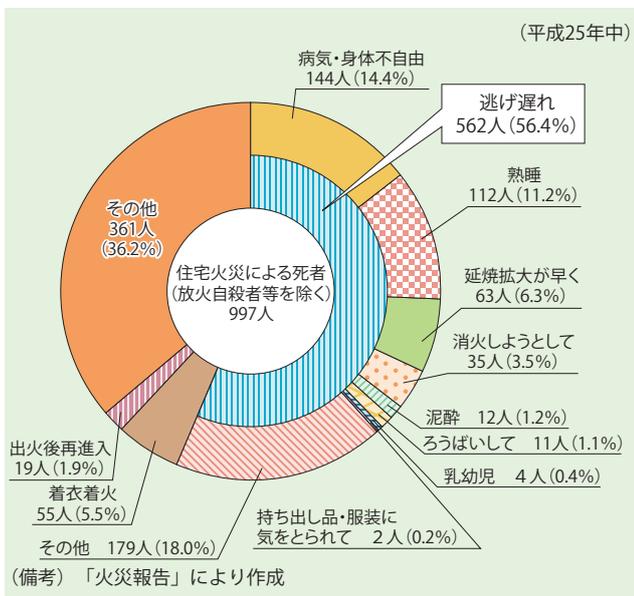


(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-16図 時間帯別住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）発生状況



第1-1-17図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



なっている (第1-1-17図)。

3. 火災による損害額

消防本部（消防本部を設置していない場合は市町村）は、火災原因の調査に合わせて火災の損害についても調査を行っており、その調査結果から、損害額を算定している。

火災による損害額は3,080億円であった平成7年（1995年）以降おおむね減少傾向であるが、平成25年中の損害額は908億円で、前年（897億円）に比べ11億円（1.2%）増加した。火災1件当たりは、188.8万円となっており、前年（203.0万円）に比べ14.2万円（7.0%）減少している（第1-1-18図）。

これを出火原因別で見ると、ストーブによる損害額が5,110百万円と最も多く、次いでたばこ4,416百万円、放火4,182百万円の順となっている（第1-1-19図）。

火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の90.7%を占めている（第1-1-1表）。

4. 出火原因

平成25年中の総出火件数4万8,095件のうち、失火による火災は3万2,128件（全体の66.8%）であり、失火の多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（第1-1-20図）。

また、出火原因別にみると、放火が5,093件で最も多く、次いでたばこが4,454件、たき火が3,739件の順となっている（第1-1-21図）。

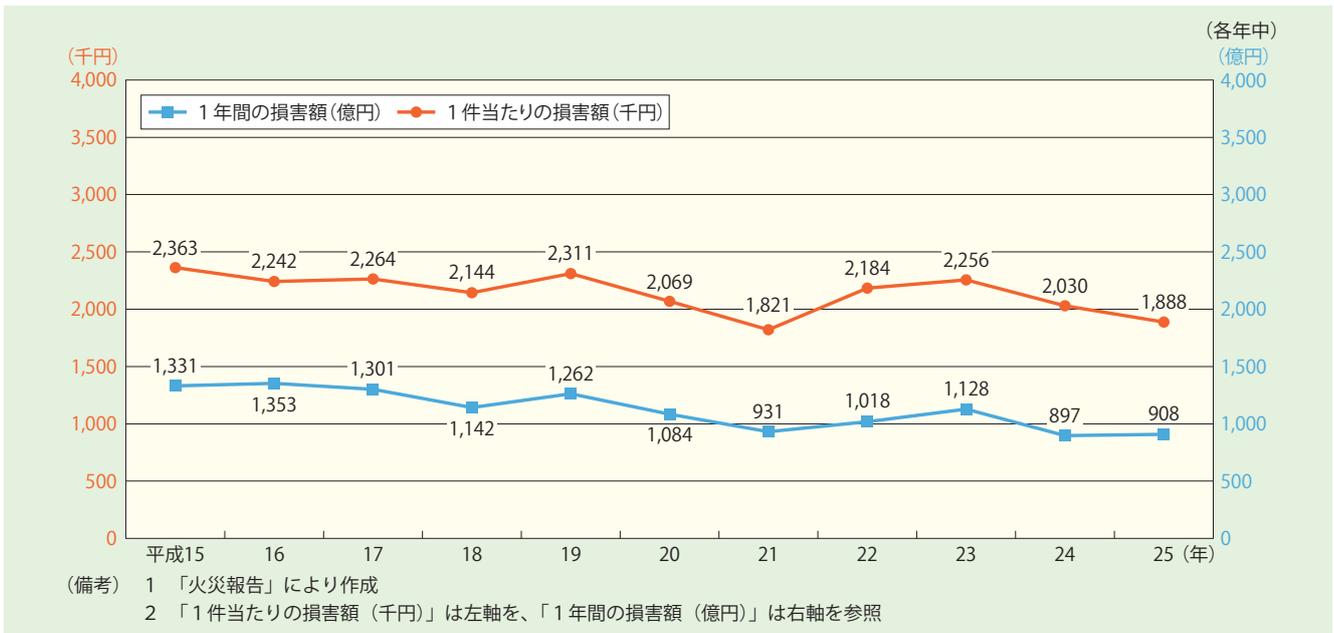
(1) 「放火」による火災が17年連続して第1位

放火による出火件数は、平成15年以降おおむね減少傾向が続いており、平成25年中の放火による出火件数は5,093件で、前年（5,370件）に比べ277件（5.2%）減少しているものの、全火災（4万8,095件）の10.6%を占め、17年連続して出火原因の第1位となっている。これに放火の疑いを加えると8,786件（全火災の18.3%、対前年度比1.1%減）となる（第1-1-11表、第1-1-21図、第1-1-22図）。

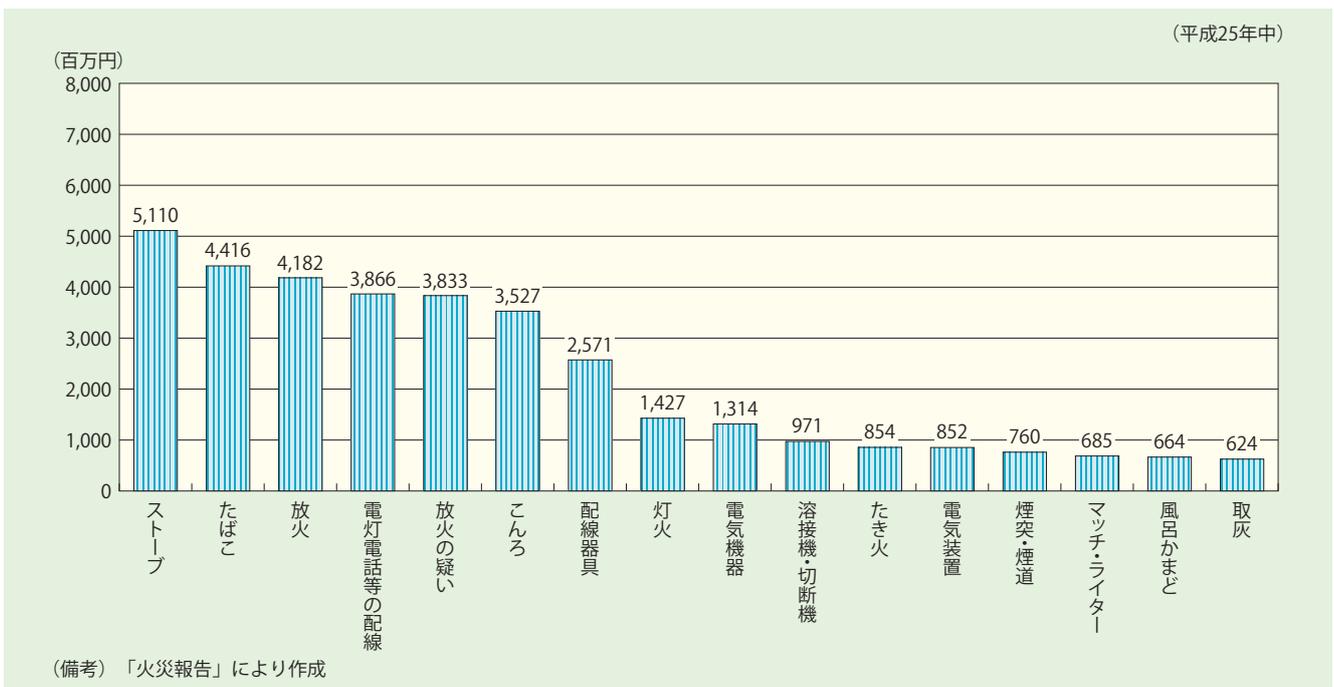
放火による損害額は41億8,163万円で、これに放火の疑いを加えた損害額は80億1,418万円となる（第1-1-11表）。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別

第1-1-18図 火災による損害額の推移



第1-1-19図 主な出火原因別の火災による損害額



にみると、ライターによるものが2,405件（全体の27.4%）と最も多くなっている（第1-1-11表）。

また、放火及び放火の疑いによる火災1件当たりの損害額を時間帯別にみると、8時～10時の時間帯で損害額が多くなっている（第1-1-23図、附属資料21）。

(2) 「たばこ」による火災の61.5%は、不適当な場所への放置によるもの

平成25年中のたばこによる火災は4,454件で、全火災（4万8,095件）の9.3%を占めている（第

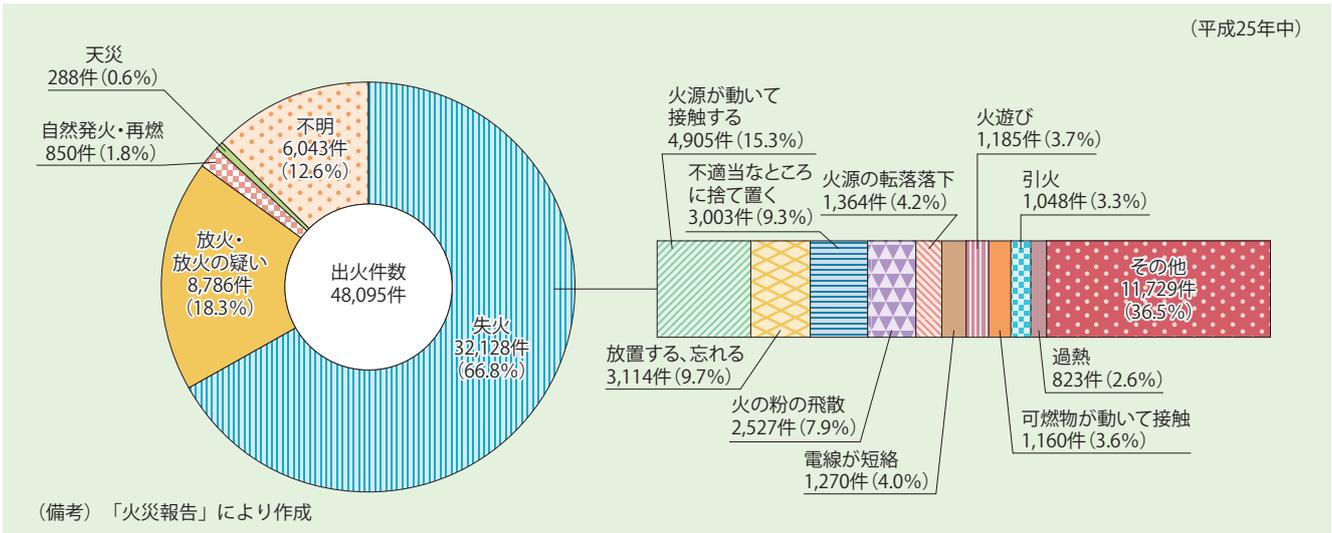
1-1-12表、第1-1-21図）。

たばこによる火災の主な経過別出火状況を見ると、不適当な場所への放置によるものが2,741件（61.5%）であり、半数以上を占めている。たばこが原因の火災による損害額は、44億1,627万円となっている（第1-1-12表、第1-1-19図）。

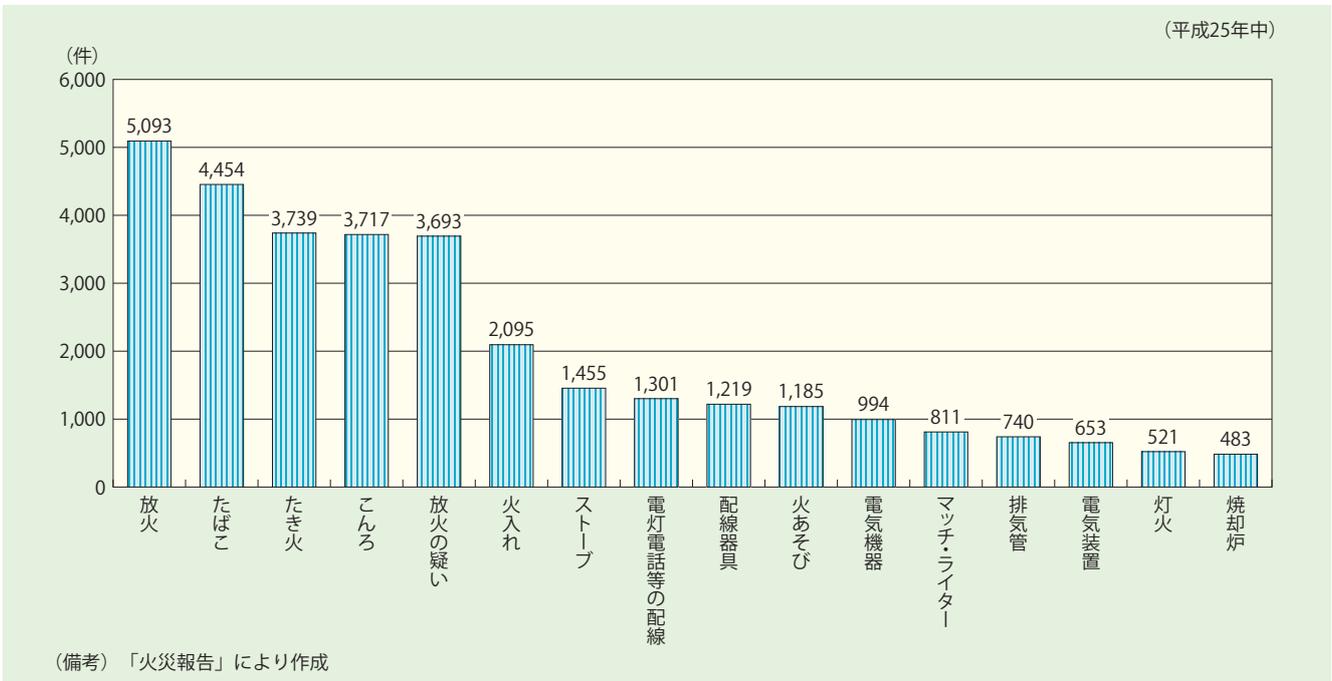
(3) 「こんろ」による火災の56.4%は消し忘れによるもの

平成25年中のこんろによる火災は3,717件で、全火災（4万8,095件）の7.7%を占めている。こん

第1-1-20図 失火による出火件数



第1-1-21図 主な出火原因別の出火件数



第1-1-11表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

区分	単位	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
		平成24年	平成25年	増減数	平成24年	平成25年	増減数	平成24年	平成25年	増減数
出火件数	件	5,370	5,093	△277	3,220	3,693	473	8,590	8,786	196
建物火災		2,508	2,245	△263	1,319	1,321	2	3,827	3,566	△261
車両火災		408	353	△55	216	247	31	624	600	△24
林野火災		30	66	36	107	161	54	137	227	90
船舶火災		1	0	△1	1	4	3	2	4	2
航空機火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災		2,423	2,429	6	1,577	1,960	383	4,000	4,389	389
主な発火源別出火件数	件									
ライターによるもの		1,949	1,629	△320	687	776	89	2,636	2,405	△231
マッチによるもの		222	245	23	56	68	12	278	313	35
その他のたばことマッチ		247	215	△32	223	219	△4	470	434	△36
建物焼損床面積	m ²	58,352	45,440	△12,912	52,571	52,661	90	110,923	98,101	△12,822
建物焼損表面積	m ²	5,547	6,418	871	7,553	6,047	△1,506	13,100	12,465	△635
林野焼損面積	a	99	2,102	2,003	1,428	3,754	2,326	1,527	5,856	4,329
損害額	万円	441,810	418,163	△23,647	369,480	383,255	13,775	811,290	801,418	△9,872

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

第1-1-12表 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

区 分	単位	たばこ		
		平成24年	平成25年	増減数
出 火 件 数	件	4,212	4,454	242
建 物 火 災		2,583	2,500	△83
車 両 火 災		165	171	6
林 野 火 災		71	138	67
船 舶 火 災		1	3	2
航 空 機 火 災		0	0	0
そ の 他 の 火 災		1,392	1,642	250
主な経過別出火件数	件			
不適当な場所への放置		2,407	2,741	334
火源の転倒・落下		926	798	△128
可燃物の接触		161	178	17
建物焼損床面積	m ²	69,017	58,858	△10,159
建物焼損表面積	m ²	9,076	7,793	△1,283
林野焼損面積	a	1,940	3,957	2,017
損 害 額	万円	562,348	441,627	△120,721

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-13表 こんろによる火災の損害状況

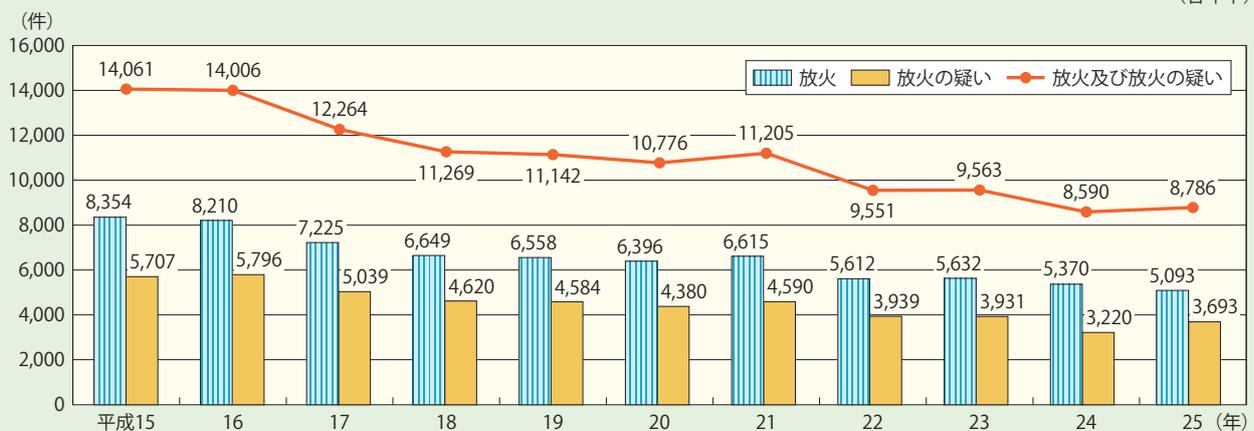
(各年中)

区 分	単位	こんろ		
		平成24年	平成25年	増減数
出 火 件 数	件	3,959	3,717	△242
建 物 火 災		3,888	3,656	△232
車 両 火 災		35	29	△6
林 野 火 災		2	2	0
船 舶 火 災		2	0	△2
航 空 機 火 災		0	0	0
そ の 他 の 火 災		32	30	△2
主なこんろ種類別出火件数	件			
ガ ス こ ん ろ		3,476	3,276	△200
電 気 こ ん ろ		310	285	△25
石 油 こ ん ろ		34	29	△5
まき・炭・石炭こんろ		131	114	△17
主な経過別出火件数	件			
消 し 忘 れ		2,339	2,098	△241
過 熱		326	301	△25
可燃物の接触		250	255	5
建物焼損床面積	m ²	54,521	45,973	△8,548
建物焼損表面積	m ²	8,500	7,173	△1,327
損 害 額	万円	738,752	352,748	△386,004

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-22図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

ろの種類別では、ガスこんろによる火災が最も多く3,276件(88.1%)で、こんろによる火災の大半を占めている。こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、56.4%に当たる2,098件が消し忘れによるものである(第1-1-13表、第1-1-21図)。

(4) 着火物は前年と同様「枯草」が第1位

平成25年中の全火災の着火物別出火件数は枯草が8,508件と全体の17.7%を占め、最も多くなっている(第1-1-14表)。

5. 火災種別ごとの状況

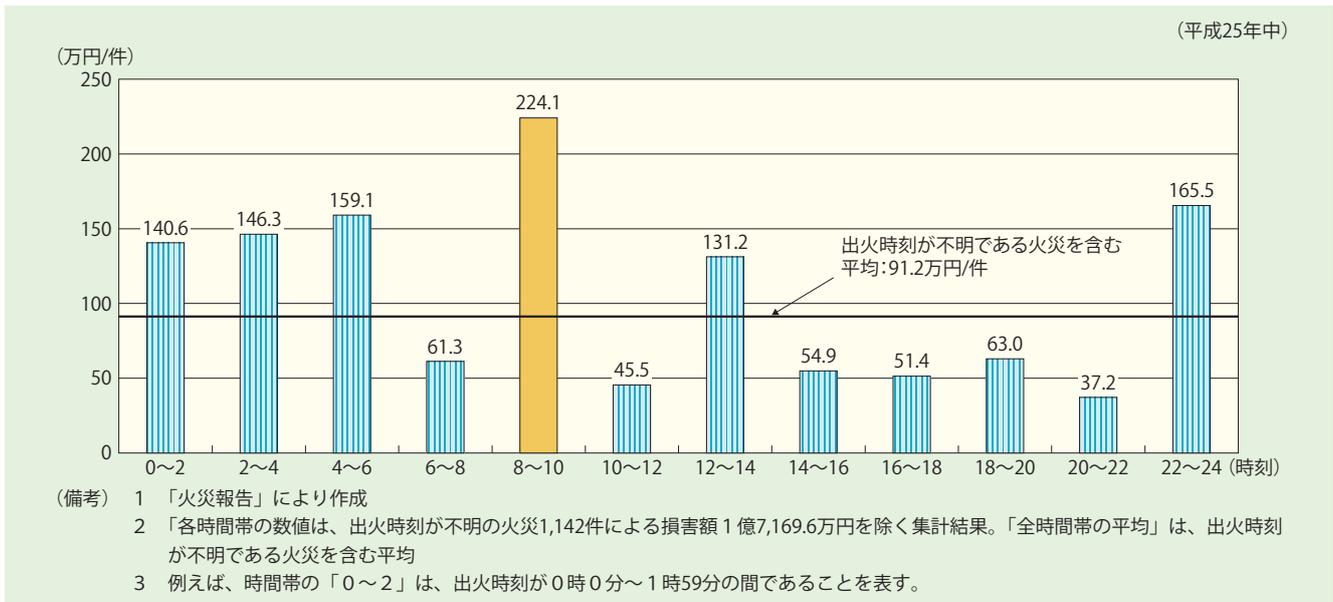
(1) 建物火災

平成25年中の建物火災の出火件数は2万5,053件で、このうち、放火を除く件数は、2万2,808件となっている(第1-1-1表、第1-1-11表)。

ア 建物火災は1日に69件、21分に1件の割合

平成25年中の建物火災の1日当たりの出火件数は69件で、21分に1件の割合で出火していることになる(第1-1-2表)。

第1-1-23図 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件あたりの損害額



第1-1-14表 主な着火物別出火件数

(各年中)

着火物	平成24年		平成25年		出火件数の増減数
	出火件数(件)	総出火件数に占める割合(%)	出火件数(件)	総出火件数に占める割合(%)	
枯草	5,210	11.8	8,508	17.7	3,298
合成樹脂・成型品	3,138	7.1	3,060	6.4	△78
動植物油類	2,440	5.5	2,263	4.7	△177
袋・紙製品	2,285	5.2	2,182	4.5	△103
ごみ屑(建築物等収容物)	1,622	3.7	1,777	3.7	155
寝具類	1,811	4.1	1,650	3.4	△161
ごみ類(山林その他)	1,273	2.9	1,360	2.8	87
衣類	1,368	3.1	1,253	2.6	△115
落葉	912	2.1	1,238	2.6	326
繊維製品	1,171	2.6	1,133	2.4	△38

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 平成25年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

また、月別の出火件数をみると、1月から3月まで及び12月に多くなっている(第1-1-24図)。

イ 住宅における火災が建物火災の54.4%

平成25年中の建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多く、全体の54.4%を占めている(第1-1-25図、附属資料23)。

また、建物火災のうち、放火を除く住宅火災の件数は、1万2,502件となっている(第1-1-12図)。

ウ 建物火災の41.3%が木造建物

平成25年中の建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、建物火災の41.3%を占めている。

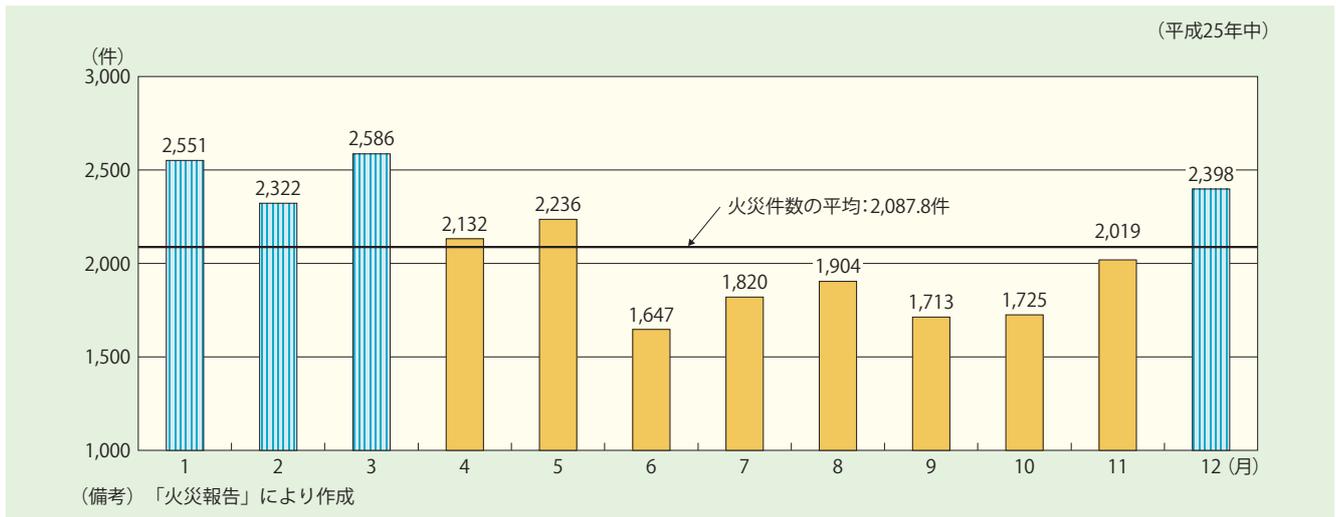
また、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の

割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると、木造が最も高く、31.1%になっている。(その他・不明を除く。)また、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は72.4m²であり、全建物火災の平均47.2m²の約1.5倍となっている(第1-1-15表)。

エ 建物火災の過半数は小火災

平成25年中の建物火災の出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万3,742件であり、全体の54.9%を占めている。また、焼損床面積50m²未満の出火件数が1万9,804件で全体の79.0%を占めており、建物火災の多くは早い段階で消し止められている(第1-1-16表)。

第1-1-24図 建物火災の月別火災件数



第1-1-15表 火元建物の構造別損害状況

構造別	年 別	出火件数 (件)				平成25年				
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	出火件数 (件)	延焼率 (%)	延焼件数 (件)	1件当たり焼損床面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)
木造		12,095	11,429	11,339	10,651	10,353	31.1	3,218	72.4	3,651
耐火造		7,605	7,447	7,023	6,901	6,688	2.3	154	7.6	1,617
防火造		2,822	2,705	2,635	2,502	2,317	14.9	346	29.4	2,653
準耐火木造		446	420	388	342	352	13.1	46	43.5	4,911
準耐火非木造		3,035	2,882	2,972	2,769	2,797	10.0	281	53.2	6,265
その他・不明		2,369	2,254	2,438	2,418	2,546	33.0	839	58.4	3,249
建物全体		28,372	27,137	26,795	25,583	25,053	19.5	4,884	47.2	3,286

(各年中)

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 延焼件数は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数
 3 延焼率は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合

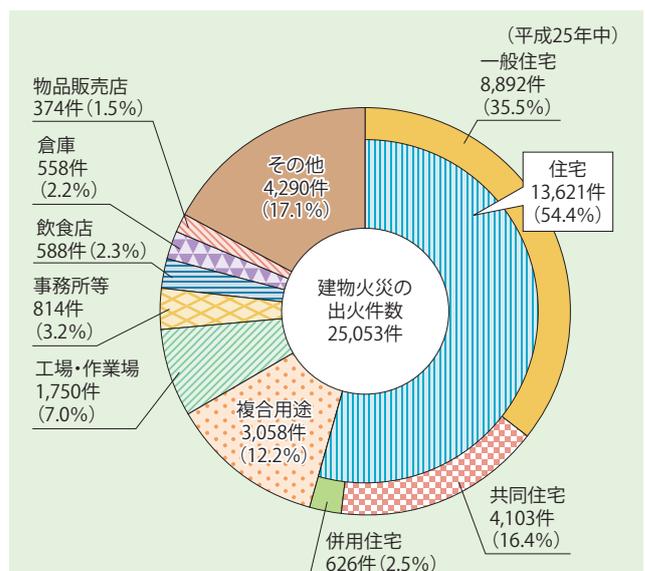
オ 建物火災はこんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが多い

平成25年中の建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが最も多く、次いでたばこ、放火、ストーブ、放火の疑いの順となっている。主な経過又は発火源をみると、こんろを出火原因とする火災では、消し忘れによるものが57.3%、たばこを出火原因とする火災では、不適当な場所への放置によるものが44.4%、放火を出火原因とする火災では、ライターによるものが35.0%となっている(第1-1-17表)。

カ 放水した建物火災の58.2%は覚知後10分以内に放水

平成25年中の建物火災における火元建物の放水開始時間別の焼損状況をみると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万

第1-1-25図 建物火災の火元建物用途別の状況



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分
 なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数

第1-1-16表 建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数

(平成25年中)

損害額 (万円)	出火件数 (件)	焼損床面積 (m ²)	出火件数 (件)
10未満	13,742	50未満	19,804
10以上 50未満	3,000	50以上 100未満	1,705
50以上 100未満	1,324	100以上 200未満	1,921
100以上 500未満	3,692	200以上 300未満	793
500以上 1,000未満	1,452	300以上 500未満	525
1,000以上 2,000未満	1,042	500以上 1,000未満	229
2,000以上 3,000未満	386	1,000以上 2,000未満	50
3,000以上 5,000未満	220	2,000以上 3,000未満	15
5,000以上	195	3,000以上	11
合計	25,053	合計	25,053

(備考) 「火災報告」により作成

2,842件(建物火災の51.3%)となっている。また、覚知から放水開始までの時間が10分以内のものは7,470件(放水した建物火災の58.2%)となっている。

放水した建物火災の1件当たりの建物焼損床面積を昼夜別にみると、夜間における焼損床面積は昼間

の焼損床面積を14.4m²上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる(第1-1-18表)。

キ 建物火災の約4割は放水開始後30分以内に鎮火

平成25年中の消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後30分以内に鎮火した件数は4,453件で、放水した建物火災の34.7%を占めている。また、このうち11分から20分までに鎮火したものが1,531件で最も多くなっている(第1-1-26図)。

(2) 林野火災

平成25年中の林野火災の出火件数は2,020件で、前年に比べ842件(71.5%)増加している。焼損面積は971haで、前年に比べ599ha(161.1%)増加し

第1-1-17表 建物火災の主な出火原因と経過

(平成25年中)

主な出火原因	こんろ	たばこ	放火	ストーブ	放火の疑い	配線器具	電灯電話等の配線	電気機器	たき火	灯火
	3,656件 (14.6%)	2,500件 (10.0%)	2,245件 (9.0%)	1,435件 (5.7%)	1,321件 (5.3%)	1,066件 (4.3%)	940件 (3.8%)	766件 (3.1%)	500件 (2.0%)	498件 (2.0%)
主な経過又は発火源	放置する、忘れる	不適当な場所への放置	ライター	可燃物の接触・落下	ライター	金属の接触部が過熱	スパーク	短絡	火の粉が散る遠くへ飛火する	火源が接触・落下
	2,094	1,109	786	471	294	312	435	139	202	158
	過熱する	火源の転倒・落下	マッチ	引火・ふく射	その他のたばこマッチ	スパーク	半断線	絶縁劣化	火源が接触・落下	可燃物の接触・落下
	300	810	111	331	83	228	118	71	161	108
可燃物の接触・落下	消したはずのものが再燃	その他のたばこマッチ	使用方法の誤り	マッチ	短絡	金属の接触部が過熱	スパーク	放置する、忘れる	放置する、忘れる	
295	143	98	77	29	160	87	53	42	50	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	
967	438	1,250	556	915	366	300	503	95	182	

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 () 内は建物火災件数25,053件に対する割合 (%)

3 「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計

5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

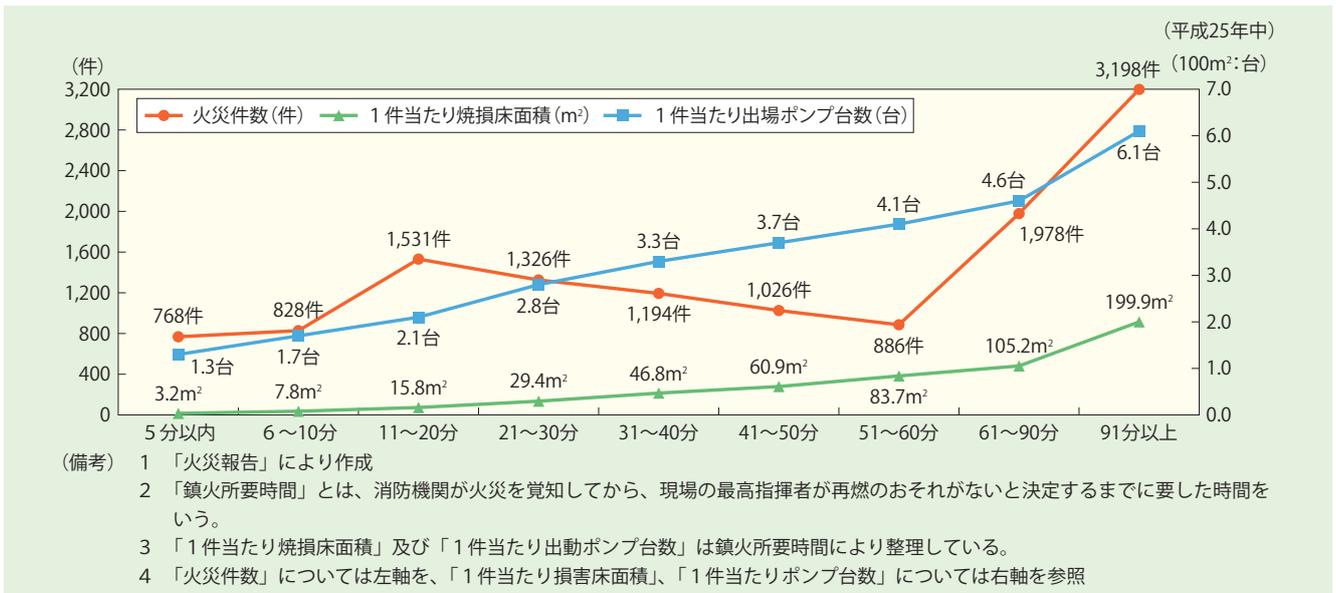
第1-1-18表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(平成25年中)

区	昼夜別	出火件数 (件)		1件当たりの焼損床面積 (m ²)		1件当たりの焼損表面積 (m ²)		1件当たりの放水ポンプ台数 (台)		延焼率 (%)				
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜					
覚知から放水開始まで	5分以内	1,252	755	497	49.8	45.2	56.6	9.4	8.2	7.4	3.1	2.9	3.3	27.2%
	5分を超え 10分以内	6,218	3,705	2,513	83.1	78.6	89.7	8.8	7.8	6.9	3.9	3.8	4.1	34.7%
	10分を超え 15分以内	3,723	2,129	1,594	106.1	101.0	112.9	7.2	6.2	6.3	4.1	4.0	4.3	36.8%
	15分を超え 20分以内	1,008	512	496	117.4	100.6	134.7	9.6	6.0	12.9	4.0	3.7	4.4	35.8%
	20分を超えるもの	641	338	303	122.8	122.5	123.2	10.7	8.7	11.6	3.7	3.7	3.6	30.7%
	放水した建物火災全体	12,842	7,439	5,403	91.2	85.1	99.5	8.5	7.3	7.4	3.9	3.8	4.1	34.4%
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)		25,053	14,200	10,853	47.2	44.9	50.1	4.7	4.1	4.2	2.0	2.0	2.0	19.5%

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-26図 建物火災の鎮火所要時間別1件当たり焼損状況



ている。損害額は2億3,262万円で、前年に比べ4,233万円(22.2%)増加している。また、林野火災による死者数は20人で、前年に比べ11人(122.2%)増加している(第1-1-19表)。

林野火災の出火件数を月別にみると、平成25年中は3月に最も多く発生しており、次いで5月、4

月と、空気の乾燥している時期に多くなっている(第1-1-27図)。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は2,012件で、全体の99.6%を占めている(第1-1-20表)。

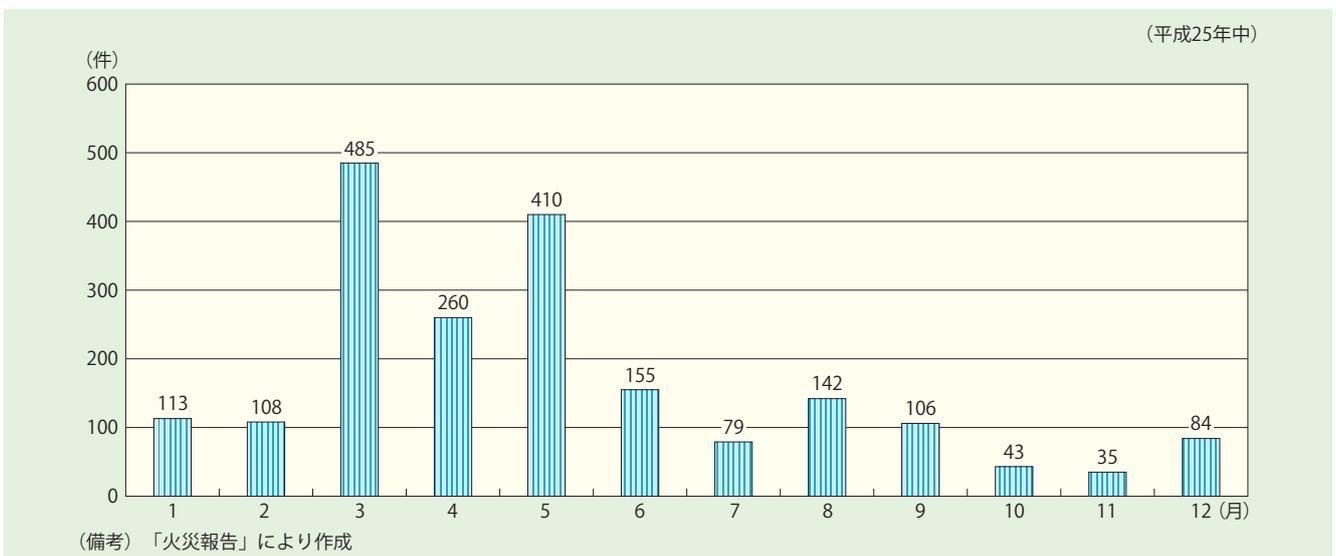
林野火災を出火原因別にみると、たき火によるものが567件で全体の28.1%を占め最も多く、次いで、火入れ^{*2}、放火(放火の疑いを含む。)の順となっている(第1-1-21表)。

第1-1-19表 林野火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数	増減率
出火件数(件)	1,178	2,020	842	71.5%
焼損面積(a)	37,187	97,079	59,892	161.1%
損害額(千円)	190,288	232,619	42,331	22.2%
死者数(人)	9	20	11	122.2%

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-27図 林野火災の月別出火件数



*2 火入れ：土地の利用上、その土地の上にある立木竹、草その他の堆積物を面的に焼却する行為

第1-1-20表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成25年中)

区分	焼損面積	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
		(件)	(a)	(千円)				
出火件数	(件)	2,012	4	1	0	0	3	2,020
焼損面積	(a)	45,503	6,376	2,400	0	0	42,800	97,079
損害額	(千円)	214,815	12,782	0	0	0	5,022	232,619

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-21表 林野火災の主な出火原因と経過

(平成25年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		火あそび		その他 (不明・調査中を含む)		林野火災 件数
	567件 (28.1%)		340件 (16.8%)		227件 (11.2%)		138件 (6.8%)		58件 (2.9%)		690件 (34.2%)		
主な経過 又は発火源	接触	325	接触	191	ライター	29	投げ捨て	112	—	—	—	2,020件	
	飛び火	137	飛び火	86	その他の たばことマッチ	27	接触	6					
	消火不十分	30	放置する、 忘れる	17	マッチ	6	火源転倒落下	5					
	その他	75	その他	46	その他	165	その他	15					

(備考) 「火災報告」により作成

(3) 車両火災

平成25年中の車両火災の出火件数は4,586件で、前年に比べ37件(0.8%)増加し、死者数は109人(放火自殺者等63人を含む。)で、前年に比べ20人(15.5%)減少している。

また、車両火災による損害額(車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。)は33億113万円で、前年に比べ11億6,607万円(54.6%)増加している(第1-1-22表)。

出火原因は、排気管が666件(全体の14.5%)と

第1-1-22表 車両火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数
出火件数 (件)	4,549	4,586	37
死者数 (人)	129	109	△20
(うち放火自殺者等)	(60)	(63)	3
負傷者数 (人)	236	261	25
損害額 (万円)	213,506	330,113	116,607

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-23表 車両火災の主な出火原因と経過

(平成25年中)

主な出火原因	排気管		放火 (放火の疑いを含む)		交通機関内配線		たばこ		マッチ・ライター		その他 (不明・調査中を含む)		車両火災 件数
	666件 (14.5%)		600件 (13.1%)		451件 (9.8%)		171件 (3.7%)		129件 (2.8%)		2,569件 (56.0%)		
主な経過 又は発火源	着火物が 漏えいする	166	ライター	206	電線が 短絡する	163	投げ捨て	66	引火する	42	—	4,586件	
	可燃物が 火源に触れる	122	その他の たばことマッチ	35	スパークする	57	火源転倒落下	52	意図なしに スイッチが入る	39			
	高温物が 触れる	111	マッチ	12	衝突により 発火	38	火源が動いて 接触する	10	火源が動いて 接触する	7			
	その他	267	その他	347	その他	193	その他	43	その他	41			

(備考) 「火災報告」により作成

最も多くなっている(第1-1-23表)。

(4) 船舶火災

平成25年中の船舶火災の出火件数は91件で、前年に比べ4件(4.6%)増加し、死者数は6人で、前年に比べ2人増加している。

また、船舶火災による損害額(船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。)は2億9,722万円で、前年に比べ1億1,767万円減少している(第1-1-24表)。

出火原因別では、溶接機・切断機によるものが7件(全体の7.7%)と最も多く、次いで、交通機関内配線が6件(同6.6%)の順となっている。

(5) 航空機火災

平成25年中の航空機火災の出火件数は3件で、前年に比べ2件増加し、前年と同様、死者はない。

また、航空機火災による損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は196万円で、前年に比べ185万円増加している（第1-1-25表）。

第1-1-24表 船舶火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数
出火件数（件）	87	91	4
死者数（人）	4	6	2
負傷者数（人）	26	16	△10
損害額（万円）	41,489	29,722	△11,767

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-25表 航空機火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数
出火件数（件）	1	3	2
死者数（人）	0	0	0
負傷者数（人）	0	0	0
損害額（万円）	11	196	185

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-26表 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（平成26年6月1日時点）
（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含む。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
北海道	84.8%	75.4%	滋賀	83.7%	68.4%
青森	68.3%	52.4%	京都	83.9%	68.8%
岩手	87.5%	82.1%	大阪	82.6%	77.0%
宮城	88.3%	65.0%	兵庫	82.6%	69.4%
秋田	78.5%	69.0%	奈良	75.3%	68.8%
山形	79.3%	65.2%	和歌山	82.1%	73.9%
福島	73.1%	64.6%	鳥取	83.7%	66.7%
茨城	69.6%	61.5%	島根	81.5%	62.4%
栃木	67.2%	59.9%	岡山	60.7%	37.9%
群馬	68.4%	59.3%	広島	87.9%	71.7%
埼玉	72.5%	60.4%	山口	86.8%	79.5%
千葉	74.5%	66.9%	徳島	69.8%	60.9%
東京	85.3%	68.2%	香川	76.5%	68.4%
神奈川	84.4%	68.4%	愛媛	82.9%	72.7%
新潟	81.9%	73.8%	高知	71.8%	61.5%
富山	86.9%	79.4%	福岡	72.6%	68.0%
石川	87.6%	85.4%	佐賀	67.5%	47.8%
福井	94.5%	89.1%	長崎	79.5%	66.0%
山梨	68.8%	60.5%	熊本	82.7%	67.0%
長野	79.4%	64.5%	大分	81.0%	67.6%
岐阜	80.5%	67.1%	宮崎	74.2%	72.3%
静岡	74.8%	68.3%	鹿児島	89.4%	80.2%
愛知	77.8%	49.0%	沖縄	63.4%	47.4%
三重	76.8%	63.5%	全国	79.6%	66.9%

※ 設置率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（条例適合世帯を含む）の全世帯に占める割合

※ 条例適合率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（条例適合世帯という。）の全世帯に占める割合

※ 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される世帯も条例適合世帯を含む。

※ 東日本大震災の影響で調査できなかった福島県の一部の地域を調査対象外としている。

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

平成25年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万2,502件）は、放火を除いた建物火災の件数（2万2,808件）の約5割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（997人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,133人）の約9割となっており、過去10年以上この傾向で推移している。さらに、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっている。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、各市町村の条例に基づき、既存住宅についても平成23年6月までに全国すべての市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決

定された基本方針を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。平成26年6月1日時点で全国の設置率は79.6%、条例適合率は66.9%となっており、都道府県別にみると設置率、条例適合率とも福井県が最も高くなっている（第1-1-26表、附属資料22）。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*3}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

平成26年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（上記消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）

項までに掲げる防火対象物で延べ面積150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、400万2,101件である。

また、21大都市（東京都特別区及び政令指定都市）の防火対象物数は、110万124件で、全国の防火対象物の27.5%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街（全国の87.3%）、準地下街（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同54.7%）などである（第1-1-27表）。

3. 防火管理制度

（1）防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者^{*4}を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画^{*5}の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付

第1-1-27表 防火対象物数

（平成26年3月31日現在）

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,374	663	15.2	(九)	イ 特殊浴場	1,595	679	42.6
	ロ 公会堂等	66,407	6,268	9.4		ロ 一般浴場	5,168	1,404	27.2
(二)	イ キャバレー等	1,082	126	11.6	(十)	停車場	3,959	1,372	34.7
	ロ 遊技場等	11,318	2,103	18.6	(十一)	神社・寺院等	56,212	11,588	20.6
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	203	111	54.7	(十二)	イ 工場等	499,333	70,878	14.2
	ニ カラオケボックス等	2,741	659	24.0	ロ スタジオ	377	131	34.7	
(三)	イ 料理店等	3,719	618	16.6	(十三)	イ 駐車場等	50,827	15,114	29.7
	ロ 飲食店	83,167	16,690	20.1	ロ 航空機格納庫	745	103	13.8	
(四)	百貨店等	155,687	26,533	17.0	(十四)	倉庫	324,813	52,845	16.3
(五)	イ 旅館等	59,521	5,821	9.8	(十五)	事務所等	453,708	105,133	23.2
	ロ 共同住宅等	1,267,148	466,266	36.8	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	361,578	132,024	36.5
(六)	イ 病院等	64,232	12,156	18.9	ロ 非特定複合用途防火対象物	251,666	116,325	46.2	
	ロ 特別養護老人ホーム等	39,651	7,079	17.9	(十六の二)	地下街	63	55	87.3
	ハ 老人デイサービスセンター等	67,324	11,739	17.4	(十六の三)	準地下街	7	6	85.7
	ニ 幼稚園等	18,725	4,300	23.0	(十七)	文化財	8,484	1,544	18.2
(七)	学校	129,366	28,447	22.0	(十八)	アーケード	1,360	493	36.3
(八)	図書館等	7,541	851	11.3	(十九)	山林	0	0	0.0
					合計	4,002,101	1,100,124	27.5	

（備考） 1 「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。）により作成
2 21大都市とは、東京都23区及び20の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

* 3 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）

* 4 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

けている。

平成26年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に106万2,816件あり、そのうち79.9%に当たる84万8,925件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関へ届け出されている。しかしながら、21万3,891件の防火対象物は防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の

管理権原者に対して、消防機関が指導・命令を行い、是正に努めている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は78万3,989件で全体の73.8%となっている（第1-1-28表）。

第1-1-28表 全国の防火管理実施状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率 (%)	防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	3,494	3,182	91.1	2,978	85.2
	ロ	公会堂等	60,332	48,014	79.6	44,351	73.5
(二)	イ	キャバレー等	848	503	59.3	420	49.5
	ロ	遊技場等	10,005	9,184	91.8	8,759	87.5
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	154	117	76.0	112	72.7
	ニ	カラオケボックス等	2,610	2,406	92.2	2,316	88.7
(三)	イ	料理店等	3,134	2,675	85.4	2,385	76.1
	ロ	飲食店	74,797	58,319	78.0	53,337	71.3
(四)		百貨店等	101,375	79,801	78.7	74,163	73.2
(五)	イ	旅館等	38,079	35,640	93.6	34,277	90.0
	ロ	共同住宅等	177,256	132,948	75.0	121,194	68.4
(六)	イ	病院等	23,593	21,300	90.3	20,505	86.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	30,966	29,076	93.9	28,198	91.1
	ハ	老人デイサービスセンター等	41,030	38,872	94.7	37,813	92.2
	ニ	幼稚園等	12,169	11,774	96.8	11,463	94.2
(七)		学校	44,866	42,901	95.6	41,564	92.6
(八)		図書館等	4,944	4,563	92.3	4,368	88.3
(九)	イ	特殊浴場	1,373	1,256	91.5	1,208	88.0
	ロ	一般浴場	3,278	2,912	88.8	2,704	82.5
(十)		停車場等	676	535	79.1	486	71.9
(十一)		神社・寺院等	24,795	19,559	78.9	17,547	70.8
(十二)	イ	工場等	40,995	35,172	85.8	32,460	79.2
	ロ	スタジオ	189	124	65.6	111	58.7
(十三)	イ	駐車場等	1,418	1,095	77.2	988	69.7
	ロ	航空機格納庫	78	34	43.6	31	39.7
(十四)		倉庫	10,055	7,563	75.2	6,897	68.6
(十五)		事務所等	98,069	79,893	81.5	73,775	75.2
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	209,874	149,200 (24,275)	71.1 (11.6)	132,441 (26,655)	63.1 (12.7)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	41,025	29,138 (4,344)	71.0 (10.6)	26,017 (4,783)	63.4 (11.7)
(十六の二)		地下街	63	50	79.4	47	74.6
(十七)		文化財	1,276	1,119	87.7	1,074	84.2
合 計			1,062,816	848,925	79.9	783,989	73.8

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

3 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下本節においてことわりのない限り同じ。

* 5 防火管理に係る消防計画：防火上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するものである。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街（建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの）、一定規模以上の特定防火対象物^{*6}等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている（統括防火管理制度：平成26年4月1日施行）。

これは、従来の共同防火管理協議制度（防火対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防火管理協議会を設け、防火管理に係る消防計画の作成その他必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防火管理を行う）では、統括防火管理者

の役割や権限が法令上明確でなく、防火管理を一体的・自律的に行う体制が構築できなかったため、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）により、統括防火管理者の選任を義務付け、統括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与することとしたものである。

なお、平成26年3月31日までは、従来の共同防火管理協議制度となっており、平成26年3月31日現在の共同防火管理協議事項の届出率は、69.4%となっている（第1-1-29表）。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者による防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合が重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（防火対象物点検

第1-1-29表 全国の共同防火管理実施状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火対象物数	協議事項届出対象物数	届出率 (%)
(一)	イ	劇場等	22	12	54.5
	ロ	公会堂等	59	30	50.8
(二)	イ	キャバレー等	74	42	56.8
	ロ	遊技場等	73	49	67.1
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	37	26	70.3
	ニ	カラオケボックス等	20	12	60.0
(三)	イ	料理店等	6	2	33.3
	ロ	飲食店	2,314	1,575	68.1
(四)		百貨店等	637	397	62.3
(五)	イ	旅館等	175	112	64.0
(六)	イ	病院等	184	107	58.2
	ロ	特別養護老人ホーム等	94	46	48.9
	ハ	老人デイサービスセンター等	115	59	51.3
	ニ	幼稚園等	11	5	45.5
(九)	イ	特殊浴場	57	53	93.0
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	55,264	39,253	71.0
	ロ	非特定複合用途防火対象物	7,874	5,392	68.5
(十六の二)		地下街	51	50	98.0
(十六の三)		準地下街	5	4	80.0
高層建築物			16,770	10,979	65.5
合 計			83,842	58,205	69.4

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物数の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

* 6 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物

資格者」をいう。)による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*7}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、5年ごとに再講習を受講することを義務付けられている。

平成26年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は2万7,108人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務となる防火対象物のうち、管理を開始してから3年間以上継続しているものは当該防火対象物の管理権原者の申請に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、平成19年6月の消防法改正により、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*8}を作成し、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*9}の選任及び火災そ

他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*10}の設置を義務付けている。

平成26年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に9,419件あり、そのうち78.7%に当たる7,409件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届け出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は6,762件で全体の71.8%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は7,813件で全体の82.9%となっている（第1-1-30表）。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することが各管理権原者に対して義務付けられている。

なお、平成26年3月31日までは、従来の共同防災管理制度（防災管理対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防災管理協議会を設け、防災管理に係る消防計画の作成その他の必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防災管理を行う）となっており、平成26年3月31日現在の共同防災管理協議事項の届出率は、81.5%となっている（第1-1-31表）。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成25年度中に全国の消防機関が行った立入検

*7 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*8 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するものである。

*9 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*10 自衛消防組織：防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うものである。

第1-1-30表 全国の防災管理等実施状況

(平成26年3月31日現在)

用途区分		項目	防災管理を要する建築物等の数			防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数		自衛消防組織を設置している防火対象物の数	
			防災管理者を選任している建築物等の数	選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)			
(一)	イ	劇場等	61	56	91.8	49	80.3	51	83.6
	ロ	公会堂等	10	10	100.0	9	90.0	8	80.0
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ	遊技場等	13	10	76.9	8	61.5	8	61.5
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—	0	—	0	—
(三)	イ	料理店等	7	6	85.7	5	71.4	6	85.7
	ロ	飲食店	7	4	57.1	5	71.4	4	57.1
(四)		百貨店等	373	330	88.5	312	83.6	316	84.7
(五)	イ	旅館等	392	364	92.9	357	91.1	346	88.3
	ロ	共同住宅等							
(六)	イ	病院等	691	615	89.0	570	82.5	566	81.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	40	35	87.5	32	80.0	34	85.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	10	9	90.0	9	90.0	9	90.0
	ニ	幼稚園等	0	0	—	0	—	0	—
(七)		学校	788	676	85.8	588	74.6	578	73.4
(八)		図書館等	13	9	69.2	9	69.2	10	76.9
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—	0	—	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—	0	—	0	—
(十)		停車場等	4	3	75.0	3	75.0	3	75.0
(十一)		神社・寺院等	18	13	72.2	9	50.0	11	61.1
(十二)	イ	工場等	1,463	1,322	90.4	1,169	79.9	1,104	75.5
	ロ	スタジオ	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
(十三)	イ	駐車場等	10	4	40.0	2	20.0	6	60.0
	ロ	航空機格納庫							
(十四)		倉庫							
(十五)		事務所等	1,560	1,213	77.8	1,128	72.3	1,349	86.5
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	3,159	2,094 (955)	66.3 (30.2)	1,930 (1,014)	61.1 (32.1)	2,756 (83)	87.2 (2.6)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	737	590 (103)	80.1 (14.0)	523 (118)	71.0 (16.0)	589 (14)	79.9 (1.9)
(十六の二)		地下街	57	40	70.2	39	68.4	53	93.0
(十七)		文化財	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
合 計			9,419	7,409	78.7	6,762	71.8	7,813	82.9

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。
 3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任、作成又は設置されている建築物等の数値である。

査回数、89万617回となっている(第1-1-32表)。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防災管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、

当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている(第1-1-33表、附属資料24、25、26)。

第1-1-31表 全国の共同防災管理実施状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	共同防災管理対象物数	協議事項届出対象物数	届出率 (%)
(一)	イ	劇場等	4	1	25.0
	ロ	公会堂等	0	0	—
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—
	ロ	遊技場等	0	0	—
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—
(三)	イ	料理店等	0	0	—
	ロ	飲食店	4	1	25.0
(四)		百貨店等	62	38	61.3
(五)	イ	旅館等	20	12	60.0
(六)	イ	病院等	45	18	40.0
	ロ	特別養護老人ホーム等	4	1	25.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	1	0	0.0
	ニ	幼稚園等	0	0	—
(七)		学校	61	7	11.5
(八)		図書館等	2	0	0.0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—
(十)		停車場等	1	1	100.0
(十一)		神社・寺院等	2	1	50.0
(十二)	イ	工場等	60	41	68.3
	ロ	スタジオ	1	0	0.0
(十三)	イ	駐車場等	4	4	100.0
(十五)		事務所等	539	426	79.0
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	1,858	1,640	88.3
	ロ	非特定複合用途防火対象物	180	123	68.3
(十六の二)		地下街	37	36	97.3
(十七)		文化財	0	0	—
合 計			2,885	2,350	81.5

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

特に、特定違反對象物（床面積1,500m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成26年3月31日現在、249件の特定違反對象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（第1-1-34表）。

(2) 新「適マーク制度」の運用開始

平成25年10月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成26年4月

1日からの申請・受付を開始し、8月1日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク掲出が開始されている。

(3) 違反對象物の公表制度の運用開始

平成25年12月の通知による「違反對象物の公表制度」は、不特定多数の者が出入する防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村等の条例に基づき、ホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月までには、全ての政令指定都市において公表制度が開始される見込みである。

第1-1-32表 立入検査実施状況

(平成25年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	2,232	20,953	290	4,774	79	1,305	1,250	29,427	55,498

防火対象物の区分	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)	
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	26,732	171,318	32,678	21,896	30,676	7,358	37,613	2,433	954

防火対象物の区分	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	ロ 一般浴場	駐車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等
立入検査回数	1,479	1,374	13,380	88,003	356	12,722	155	57,961	91,230

防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	合計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
立入検査回数	123,854	46,779	329	18	4,794	379	0	338	890,617

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

第1-1-33表 命令の状況

(平成25年度)

命令の種類	件数	
	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)	118	115
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	9	9
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	44	39
合計	171	163

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「是正件数」は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、平成26年3月31日までに是正された件数(平成26年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

第1-1-34表 特定違反対象物の改善状況の推移

区分 年度別	年度当初の 違反対象物数 (a)	年度内違反 是正対象物数 (b)	是正率 (%) (c = b/a × 100)
	平成21年度	301	63
平成22年度	299	69	23.1%
平成23年度	389	37	9.5%
平成24年度	179	46	25.7%
平成25年度	230	54	23.5%
平成26年度	249	—	—

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時(3月31日現在)における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である(新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない)。

6. 消防用設備等

(1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っている。

平成25年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、26万7,902件で、そのうち不同意としたものは53件であった(第1-1-35表)。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成26年3月31日現

第1-1-35表 消防同意処理状況

(件)

申請要旨	内訳	同意		不同意		合計	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
新築		224,852	235,838	37	33	224,889	235,871
増築		23,239	23,296	7	10	23,246	23,306
改築		1,274	1,149	1	2	1,275	1,151
移転		169	137	0	0	169	137
修繕		104	98	0	0	104	98
模様替		142	147	0	0	142	147
用途変更		3,644	3,414	1	7	3,645	3,421
その他		3,546	3,770	0	1	3,546	3,771
合計		256,970	267,849	46	53	257,016	267,902

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は99.6%、自動火災報知設備の設置率は97.7%となっている（第1-1-36表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。最近では、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。このための消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正が平成25年12月に公布され、スプリンクラー設備

の設置については、平成27年4月1日から施行されることとなった。なお、施行に際し、既存の施設に対する経過措置として平成30年3月31日までに設置することが定められた。

また、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。このための消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正は平成26年10月に公布され、スプリンクラー設備の設置については、平成28年4月1日から施行されることとなった。施行

第1-1-36表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分	設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ 劇場等	775	769	6	99.2	3,728	3,710	18	99.5
	ロ 公会堂等	569	558	11	98.1	31,138	31,023	115	99.6
(二)	イ キャバレー等	8	8	0	100.0	568	534	34	94.0
	ロ 遊技場等	684	674	10	98.5	10,140	10,085	55	99.5
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	2	2	0	100.0	208	201	7	96.6
	ニ カラオケボックス等	14	13	1	92.9	2,719	2,626	93	96.6
(三)	イ 料理店等	4	4	0	100.0	2,588	2,493	95	96.3
	ロ 飲食店	127	126	1	99.2	35,261	34,261	1,000	97.2
(四)	百貨店等	7,317	7,265	52	99.3	87,704	85,983	1,721	98.0
(五)	イ 旅館等	1,989	1,980	9	99.5	45,823	45,396	427	99.1
(六)	イ 病院等	6,784	6,779	5	99.9	40,924	40,716	208	99.5
	ロ 特別養護老人ホーム等	31,534	31,415	119	99.6	39,956	39,822	134	99.7
	ハ 老人デイサービスセンター等	1,294	1,289	5	99.6	46,812	46,671	141	99.7
	ニ 幼稚園等	183	182	1	99.5	16,349	16,306	43	99.7
(九)	イ 特殊浴場	15	15	0	100.0	1,491	1,483	8	99.5
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	15,724	15,651	73	99.5	188,673	180,015	8,658	95.4
(十六の二)	地下街	58	58	0	100.0	62	62	0	100.0
(十六の三)	準地下街	4	4	0	100.0	5	5	0	100.0
合計		67,085	66,792	293	99.6	554,149	541,392	12,757	97.7

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

に際し、既存の施設に対する経過措置として、平成37年6月30日までに設置することが定められた。

一方、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識、技能習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成26年3月31日現在、消防設備士の数は延べ106万732人となっており（第1-1-37表）、また、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）

628人、第1種（機械系統）14万3,768人、第2種（電気系統）13万5,535人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下この項において「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下この項において「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下この項において「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

平成26年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、95万1,209件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品がすべて防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で87.3%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で86.2%、展示用合板を使用する防災防火対象物で83.3%となっている（第1-1-38表）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防火対象物品以外の布団やパジャマ、自動車や

第1-1-37表 消防設備士の数

（平成26年3月31日現在）

種別	類別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	合計
	特類	特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	
甲種（人） （工事・整備）	2,577	129,007	39,890	34,132	265,163	30,452	—	—	501,221
乙種（人） （整備）	—	35,413	10,987	10,024	81,018	16,683	226,775	178,611	559,511

（備考） 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

第1-1-38表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成26年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・ どん帳等 を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		じゅうたん を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		展示用合板 を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		
				適合率(%)			適合率(%)			適合率(%)	
(一)	イ 劇場等	4,201	2,569	2,459	95.7%	1,919	1,819	94.8%	451	436	96.7%
	ロ 公会堂等	63,864	42,066	38,023	90.4%	24,895	21,845	87.7%	4,059	3,495	86.1%
(二)	イ キャバレー等	991	493	379	76.9%	508	403	79.3%	74	68	91.9%
	ロ 遊技場等	11,204	4,886	4,369	89.4%	4,525	4,089	90.4%	727	645	88.7%
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	220	143	115	80.4%	122	102	83.6%	11	8	72.7%
	ニ カラオケボックス等	2,666	1,335	1,187	88.9%	1,166	1,052	90.2%	170	156	91.8%
(三)	イ 料理店等	3,779	2,305	1,925	83.5%	2,098	1,738	82.8%	225	190	84.4%
	ロ 飲食店	80,984	37,944	31,829	83.9%	24,993	20,669	82.7%	4,194	3,407	81.2%
(四)	百貨店等	149,884	55,060	49,164	89.3%	31,677	27,622	87.2%	7,724	6,662	86.3%
(五)	イ 旅館等	57,931	47,023	42,717	90.8%	39,790	36,302	91.2%	3,472	2,741	78.9%
(六)	イ 病院等	62,509	45,029	42,213	93.7%	24,748	22,807	92.2%	3,803	3,396	89.3%
	ロ 特別養護老人ホーム等	38,590	31,736	29,991	94.5%	18,925	17,786	94.0%	3,058	2,805	91.7%
	ハ 老人デイサービスセンター等	64,890	47,840	44,190	92.4%	27,007	24,258	89.8%	3,774	3,334	88.3%
	ニ 幼稚園等	18,171	14,057	12,993	92.4%	7,218	6,507	90.1%	1,084	959	88.5%
(九)	イ 特殊浴場	1,596	1,176	1,014	86.2%	1,113	1,002	90.0%	77	62	80.5%
(十二)	ロ スタジオ	608	273	235	86.1%	249	224	90.0%	112	95	84.8%
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	322,820	136,818	109,102	79.7%	95,241	75,974	79.8%	17,847	13,917	78.0%
	ロ 非特定複合用途防火対象物	17,717	2,581	2,093	81.1%	2,002	1,590	79.4%	714	577	80.8%
(十六の二)	地下街	63	50	38	76.0%	41	34	82.9%	5	5	100.0%
(十六の三)	準地下街	7	5	3	60.0%	4	3	75.0%	1	1	100.0%
	高層建築物	48,514	20,452	17,060	83.4%	18,726	16,011	85.5%	3,565	2,985	83.7%
	合計	951,209	493,841	431,099	87.3%	326,967	281,837	86.2%	55,147	45,944	83.3%

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

オートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁では、ホームページ（参照URL：http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から家庭用こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、消防法令で定められた基準に基づき、各市町村の火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の2

の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（第1-1-39表）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同程度の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

第1-1-39表 検定申請状況

(平成25年度)

種別	区分	型式試験	型式変更	型式適合	型式適合
		申請数 (件)	試験申請数 (件)	検定申請数 (個)	検定合格数 (個)
①消火器	大型	3	2	62,107	58,922
	小型	43	1	6,512,912	6,363,166
②消火器用 消火薬剤	大型用	0	—	5,361	6,204
	小型用	0	—	302,145	301,687
③泡消火薬剤		7	—	2,095,250	2,097,950
④消防用 ホース	ゴム引き	23	6	621,232	636,498
	濡れ	0	0	20	20
	保形	8	0	64,282	67,271
⑤結合金具		15	4	1,423,985	1,452,765
⑥火災報知 設備	感知器	26	5	6,718,953	6,683,051
	発信機	8	0	314,701	305,769
⑦中継器		8	4	411,067	418,836
⑧受信機		22	8	582,300	553,686
⑨漏電火災警報器		0	1	66,885	71,152
⑩閉鎖型スプリン クラーヘッド		17	6	2,636,518	2,604,245
⑪流水検知装置		19	10	29,629	29,118
⑫一斉開放弁		2	0	19,638	20,364
⑬金属製避難はしご		11	0	148,238	144,402
⑭緩降機		0	0	5,941	5,860
合 計		212	47	22,021,164	21,820,966

- (備考) 1 「日本消防検定協会報告」により作成
 2 検定対象機械器具等は、消防法施行令の改正により、平成26年度から④消防用ホース、⑤結合金具及び⑨漏電火災警報器が除外され、新たに「住宅用防災警報器」を追加し、12品目となっている。
 3 型式試験（型式変更試験）：日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて行う試験

検定制度については、平成20年10月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為が、また、平成22年3月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布され、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等が定められた。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日公布）により、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「結合金具」、並びに建築物の実態変化でニ-

ズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行し、全住宅に設置が義務づけられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加した（平成26年4月1日施行）。

(2) 自主表示

自主表示の制度は、消防法第21条の16の3の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。平成25年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプが18件、消防用吸管が0件となっている。

自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の16の2の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、改正消防法（平成24年6月27日公布）により、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化が行われている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、改正消防法施行令により、動力消防ポンプ及び消防用吸管に加え、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」、並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加した（平成26年4月1日施行）。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消

防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請を行い、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行って、必要な性能を有するものを設置できることとす

るものである。平成26年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで50件が認定を受けている（第1-1-40表）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要である。また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠な資料を提供するものである。火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務である。これらを踏まえ、消防機関から要請があった場合及

第1-1-40表 特殊消防用設備等の認定件数：合計50件

(平成26年3月31日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日告示基準を制定)	排煙設備	25件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる消火設備である。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正)	ハロゲン化物消火設備	4件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	3件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。(平成26年3月28日告示基準を制定)	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機の高回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正)	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要な防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	1件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス（窒素）消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長し、防護区画を不燃区画から防火区画にすることで気密性を担保している消火設備である。	不活性ガス消火設備	1件
合 計			50件

第1-1-41表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10名)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12名)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59名)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15名)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

※平成25年度消防本部から消防庁長官への依頼に基づく消防庁長官調査

平成26年1月9日 三重県四日市市 三菱マテリアル株式会社四日市工場(死傷者17名)

び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている(P.269参照)。本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応は第1-1-41表のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、「消防法の一部を改正する法律」(平成24年法律第38号)により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与されている(平成25年4月1日施行)。

10. 製品火災対策の推進

近年の火災の出火原因は極めて多様化しており、その中で自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品から火災が発生しているため、消費者の安心・安全の確保が強く求め

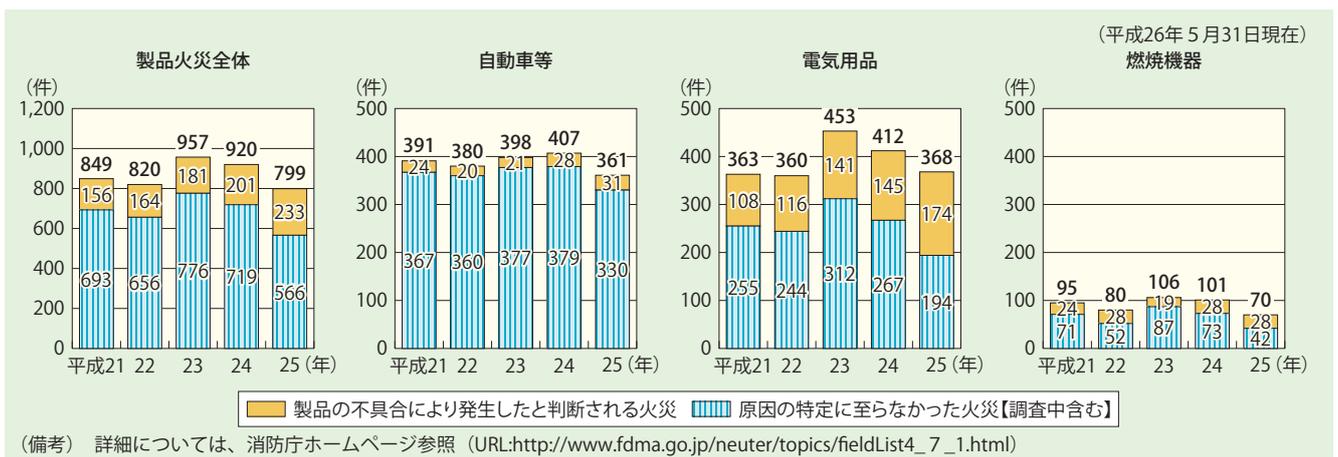
られており、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について消防庁では、消防機関の特性を活かして火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期毎に公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成25年(平成25年1月～12月)に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」等であるとして、消防機関から報告されたものについて集計したところ、「製品の不具合により発生したと判断された火災」が233件、「原因の特定に至らなかった火災」が518件、「現在調査中の火災」が48件であり、製品火災全体(調査中含む)では799件であった(第1-1-28図)。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共有し、連携して製品火災対策

第1-1-28図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図りつつ、火災原因調査・原因究明体制の充実強化に努めていくほか、製品火災に係る情報収集・活用を積極的に推進し、関係機関との連携を図りつつ、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

11. 屋外イベント会場の防火対策の推進

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において、死者3名、負傷者56名という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを受け、屋外イベント会場の防火対策を推進するため、平成25年12月に消防法施行令改正、平成26年1月に火災予防条例（例）改正を行い、屋外イベント会場等で火気器具を扱う際の消火器の準備や大規模な屋外イベント等のうち、消防長が指定するイベントについては防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成及び当該計画の提出等を義務付けた。

【 火災予防行政の課題 】

1. 住宅防火対策の推進

平成18年の住宅用火災警報器設置義務化から、まもなく10年を迎え、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の取替えを推進するとともに、未設置世帯に対する普及促進を図っていく必要がある。また、着火物が寝具類や衣類の場合に住宅火災死者が多く発生していることから、防災品の普及促進を推進していく必要がある。

このことから、火災予防運動、住宅防火防災推進シンポジウム、住宅防火・防災キャンペーン等を通じ、消防本部、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して住宅用火災警報器の取替え・設置推進及び防災品の普及促進等の住宅防火対策を推進していく。

2. 違反是正の実効性向上

消防法令の違反是正については、平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機として立入検査及び措置命令に関する規定の大幅な改正を行い、違反是正の促進に取り組んできたが、消防機関による警告・命令の発動件数には、依然として、地域や消防本部の規模等によって大きな差が生じている。

消防庁においては、全国的に違反是正の実効性を向上させるため、平成25年度に、各都道府県において中心的な役割を担っている中核市以上の消防本部における違反是正の体制等について実態調査を実施した。

その結果、大都市の消防本部と中核市の消防本部を比較・分析したところ、中核市の消防本部の多くが、立入検査や違反是正のための管理体制に課題を有していることが明らかとなった。また、消防本部によっては、違反是正の実務を担う職員の経験が乏しく、結果として違反是正が実施されていない状況が明らかとなった。

こうした現状を踏まえ、特に中核市以下の消防本部を中心に違反是正の実効性を高めるため、消防本部における管理体制の整備や、違反処理の経験が豊富な大都市の消防本部を中心とした消防本部間の広域的な連携方策を検討するなど、違反是正の更なる推進を図る必要がある。

3. 比較的小規模な施設に適した自動消火設備の技術開発の促進

近年、比較的小規模な高齢者施設、診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な病院・診療所については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けたところである。

この改正により、比較的小規模な施設についてもスプリンクラー設備の設置が必要となったが、既存の施設については建築物の構造等によって、設置のための改修に制約が多いものもあると考えられる。このため、スプリンクラー設備に代えて設置することができ、設置時の制約がより少ないパッケージ型自動消火設備を導入する事例が今後増加すると考え

られる。

ただし、パッケージ型自動消火設備に係る技術上の基準は、中小規模の施設に設置する場合、単位面積当たりの設置費用が割高になる傾向がある。このため、今後、「消防防災科学技術研究推進制度」等を活用し、中小規模の施設に適したより施工性の高い自動消火設備の開発を促進し、その成果を踏まえて必要な技術上の基準の策定を進め、設置する事業者の負担軽減を図っていく必要がある。

4. 高齢者・障がい者、外国人来訪者等に配慮した防火安全対策

(1) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討

現行の消防法令では、自動火災報知設備は音により火災の発生を知らせることとしているが、高齢者・障がい者に対して火災発生時の警報が適切に伝わらないことがある。

このため、平成22年度より音以外の警報について検討を始めており、平成24年度には、高齢者や障がい者により適した音以外の方法による火災警報装置の導入を推進することを目的に、「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」を立ち上げ、検討を進めている。平成25年度には、実際の商業施設や空港等をモデル施設として実証実験を行い、光警報装置による火災認知及び避難に関する効果を検証したところであり、今後、光警報装置の設置・維持に関する技術基準の策定を含め、普及方策の検討を行う必要がある。

(2) 防火安全対策ガイドライン

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会では、多数の外国人や障がい者が日本を訪れ、駅、空港などのターミナル施設等を利用することから、その防火安全対策には万全を期す必要がある。

このため、国内外における過去の国際大会等の防火安全対策の先進事例等を調査し、ターミナル施設等における外国人来訪者や障がい者等に対応した避難誘導に係るガイドラインの作成・普及など、必要な防火安全対策を検討し、推進する必要がある。

5. 防災物品の性能確保等

昨年12月に防災カーテンの不適正品が市場に流通していることが発覚したことを踏まえ、品質管理の厳格化及びトレーサビリティの向上による防災物品の性能を確保するための対策を講じることとしたところである。これらの対策を確実に実行することにより防災物品の性能確保を推進していく必要がある。

また、「高層共同住宅における防災品の使用実態調査」(東京消防庁・(公財)日本防災協会)によると、消防法で防災物品の使用が義務付けられている高さ31mを超える高層マンションにおける防災物品の使用率は約3割に留まっていることから、高層マンションの住民に対し、防災物品の使用義務があることを周知し、高層建築物における防災物品の使用を徹底していく必要がある。